

第百二回国会 文教委員会 議 録 第二十号

昭和六十年六月二十一日(金曜日)

午前十時五分開議

出席委員

委員長 阿部 文男君

理事 石橋 一弥君 理事 大塚 雄司君

理事 白川 勝彦君 理事 船田 元君

理事 佐藤 誼君 理事 馬場 昇君

理事 池田 克也君 理事 中野 寛成君

理事 青木 正久君 理事 赤城 宗徳君

理事 稻葉 修君 理事 白井日出男君

理事 榎本 和平君 理事 田川 誠一君

理事 中村 靖君 理事 二階 俊博君

理事 町村 信孝君 理事 木島喜兵衛君

理事 佐藤 徳雄君 理事 田中 克彦君

理事 中西 績介君 理事 有島 重武君

理事 伏屋 修治君 理事 滝沢 幸助君

理事 藤木 洋子君 理事 山原健一郎君

理事 江田 五月君

出席國務大臣

文部 大臣 松永 光君

出席政府委員

文部政務次官 鳩山 邦夫君

文部大臣官房長 西崎 清久君

文部大臣官房審議官 菱村 幸彦君

文部大臣官房會計課長 坂元 弘直君

文部省初等中等教育局長 高石 邦男君

文部省教育助成局長 阿部 充夫君

委員外の出席者

議員 佐藤 誼君

文教委員会調査室長 高木 高明君

本日開議に付した案件

閉会中審査に関する件

議 員 佐藤 誼君

文教委員会調査室長 高木 高明君

議 員 佐藤 誼君

文教委員会調査室長 高木 高明君

議 員 佐藤 誼君

文教委員会調査室長 高木 高明君

議 員 佐藤 誼君

文教委員会調査室長 高木 高明君

第一類第六号 文教委員会議録第二十号 昭和六十年六月二十一日

七五	同(小坂徳三郎君紹介)(第三六七号)	勝君紹介(第七一九号)	九三三	同外十一件(多賀谷眞稔君紹介)(第八九四号)	一五四	同(佐藤徳雄君紹介)(第一〇九四号)
七六	同(堀之内久男君紹介)(第三六八号)	同(浦井洋君紹介)(第七二〇号)	九三四	同外十一件(中西續介君紹介)(第八九五号)	一五五	同(小坂徳三郎君紹介)(第一〇九五号)
七七	同(石川要三君紹介)(第四二六号)	同(岡崎万寿君紹介)(第七二三号)	一三五	同外十七件(細谷治嘉君紹介)(第八九六号)	一五六	同(小杉隆君紹介)(第一〇九六号)
七八	同(小泉純一郎君紹介)(第四二七号)	同(経塚幸夫君紹介)(第七二三号)	一三六	同外四件(武藤嘉文君紹介)(第八九七号)	一五七	同(中島武敏君紹介)(第一〇九七号)
七九	同外二件(三塚博君外一名紹介)(第四二八号)	同(工藤晃君紹介)(第七二四号)	一三七	同外十六件(山崎平八郎君紹介)(第八九八号)	一五八	同(不破哲三君紹介)(第一〇九八号)
八〇	同(浜田卓二郎君紹介)(第四二九号)	同(佐藤祐弘君紹介)(第七二五号)	一三八	同外二件(渡部一郎君紹介)(第八七二号)	一五九	同(養輪幸代君紹介)(第一〇九九号)
八一	同(綿貫民輔君紹介)(第四三〇号)	同(柴田睦夫君紹介)(第七二六号)	一三九	同外二件(新井彬之君紹介)(第八七二号)	一六〇	同(養輪幸代君紹介)(第一〇九九号)
八二	同(石原慎太郎君紹介)(第四二三号)	同(瀧長亀次郎君紹介)(第七二七号)	一四〇	同外四件(田中秀征君紹介)(第八七四号)	一六一	同(堀川正十郎君紹介)(第一〇一〇号)
八三	同(石原慎太郎君紹介)(第四二三号)	同(田中美智子君紹介)(第七二九号)	一四一	同外四件(井出一太郎君紹介)(第八七三	一六二	同(春田重昭君紹介)(第一〇二〇号)
八四	同(石原慎太郎君紹介)(第四二三号)	同(津川武一君紹介)(第七三〇号)	一四二	同外四件(田中秀征君紹介)(第八七四	一六三	同(正森成二君紹介)(第一〇三〇号)
八五	同(石原慎太郎君紹介)(第四二三号)	同(辻第一君紹介)(第七三一	一四三	同外四件(高島修君紹介)(第八七五号)	一六四	同(稲富稔人君紹介)(第一〇四〇号)
八六	同(石原慎太郎君紹介)(第四二三号)	同(中川利三郎君紹介)(第七三三	一四四	同(高島修君紹介)(第八七五号)	一六五	同(柴田睦夫君紹介)(第一〇五〇号)
八七	同(石原慎太郎君紹介)(第四二三号)	同(中島武敏君紹介)(第七三三	一四五	同(羽田孜君紹介)(第八七六号)	一六七	同外四件(三原朝雄君紹介)(第一〇
八八	同(石原慎太郎君紹介)(第四二三号)	同(中林佳子君紹介)(第七三四	一四六	同(宮下創平君紹介)(第八七七号)	一六八	同(養輪幸代君紹介)(第一〇八号)
八九	同(石原慎太郎君紹介)(第四二三号)	同(野間友一君紹介)(第七三五	一四七	同(宮下創平君紹介)(第八七七号)	一六九	同(原健三郎君紹介)(第一〇九号)
九〇	同(石原慎太郎君紹介)(第四二三号)	同(林百郎君紹介)(第七三六	一四八	同外九件(若林正俊君紹介)(第八七八	一七〇	同(清水勇君紹介)(第一一一〇
九一	同(石原慎太郎君紹介)(第四二三号)	同(東中光雄君紹介)(第七三七	一四九	同外九件(若林正俊君紹介)(第八七八	一七一	同(清水勇君紹介)(第一一一〇
九二	同(石原慎太郎君紹介)(第四二三号)	同(不破哲三君紹介)(第七三八	一五〇	同外九件(若林正俊君紹介)(第八七八	一七二	同(清水勇君紹介)(第一一一〇
九三	同(石原慎太郎君紹介)(第四二三号)	同(藤木洋子君紹介)(第七三九	一五一	同外九件(若林正俊君紹介)(第八七八	一七三	同(清水勇君紹介)(第一一一〇
九四	同(石原慎太郎君紹介)(第四二三号)	同(藤田スミ君紹介)(第七四〇	一五二	同外九件(若林正俊君紹介)(第八七八	一七四	同(清水勇君紹介)(第一一一〇
九五	同(石原慎太郎君紹介)(第四二三号)	同(正森成二君紹介)(第七四一	一五三	同外九件(若林正俊君紹介)(第八七八	一七五	同(清水勇君紹介)(第一一一〇
九六	同(石原慎太郎君紹介)(第四二三号)	同(松本善明君紹介)(第七四二	一五四	同外九件(若林正俊君紹介)(第八七八	一七六	同(清水勇君紹介)(第一一一〇
九七	同(石原慎太郎君紹介)(第四二三号)	同(三浦久君紹介)(第七四三	一五五	同外九件(若林正俊君紹介)(第八七八	一七七	同(清水勇君紹介)(第一一一〇
九八	同(石原慎太郎君紹介)(第四二三号)	同(養輪幸代君紹介)(第七四四	一五六	同外九件(若林正俊君紹介)(第八七八	一七八	同(清水勇君紹介)(第一一一〇
九九	同(石原慎太郎君紹介)(第四二三号)	同(山原健二郎君紹介)(第七四五	一五七	同外九件(若林正俊君紹介)(第八七八		

三九二	同(田中美智子君紹介)(第一九六四号)	四二三	中学校の租税教育推進に関する請願 (中山正昭君紹介)(第二二四六号)	四三五	同(津川武一君紹介)(第三三八六号)	四五八	養護教諭の配置等に関する請願(天野 等君紹介)(第二七一〇号)
三九三	同外三件(中西績介君紹介)(第一九六 五号)	四二四	同(三ツ林弥太郎君紹介)(第三三〇二 号)	四三六	同(中島武敏君紹介)(第三三八七号)	四五九	同(川崎寛治君紹介)(第二七一〇号)
三九四	同外一件(水田稔君紹介)(第一九六六 号)	四二五	私学助成削減反対等に関する請願外二 件(左近正男君紹介)(第三二四七号)	四三七	同(養輪幸代君紹介)(第三三八八号)	四六〇	同(河野正君紹介)(第二七二二号)
三九五	同外一件(阿部末喜男君紹介)(第二〇 九号)	四二六	同(田中克彦君紹介)(第三二四八号)	四三八	私学助成等に関する請願(中林佳子君 紹介)(第三三九〇号)	四六一	同(小林進君紹介)(第二七二三号)
三九六	同(藤本孝雄君紹介)(第二〇一〇号)	四二七	同(土井たか子君紹介)(第三二四九号)	四三九	学校図書館法の一部改正に関する請願 (佐藤雄雄君紹介)(第三三九一〇号)	四六二	同(辻一彦君紹介)(第二七二四号)
三九七	同外一件(石橋政嗣君紹介)(第二〇五 九号)	四二八	同(藤田スミ君紹介)(第三二五〇号)	四四〇	私学助成削減反対等に関する請願(木 島喜兵衛君紹介)(第三三九二〇号)	四六三	公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の 標準に関する法律制定に関する請願 (阿部末喜男君紹介)(第二七四二二号)
三九八	同(森中守義君紹介)(第二〇六〇号)	四二九	同(上原康助君紹介)(第三三二〇号)	四四一	私学助成の増額等に関する請願(木島 喜兵衛君紹介)(第三三九三〇号)	四六四	同外一件(池端清一君紹介)(第二七四 三三〇号)
三九九	同(四十人学級実現 教育予算の増額等に 関する請願(沢田広君紹介)(第一九五 八号)	四三〇	同(小川国彦君紹介)(第三三二一〇号)	四四二	同(喜兵衛君紹介)(第三三九四〇号)	四六五	同外一件(小川仁一君紹介)(第二七四 四四〇号)
四〇〇	同(田並胤明君紹介)(第一九五九号)	四三一	同(高沢寅男君紹介)(第三三三三〇号)	四四三	同外七件(江藤隆美君紹介)(第二五四 三三〇号)	四六六	同外一件(川崎寛治君紹介)(第二七四 五五〇号)
四〇一	私立幼稚園の助成等に関する請願(藤 田スミ君紹介)(第一九六〇号)	四三二	私学助成の増額等に関する請願外一件 (石橋政嗣君紹介)(第三三五一〇号)	四四四	私学助成の大幅増額等に関する請願 (小川国彦君紹介)(第二五四三三〇号)	四六七	同(河野正君紹介)(第二七四六六号)
四〇二	私学助成増額等に関する請願外一件 (川崎寛治君紹介)(第一九六七号)	四三三	同外十八件(矢山有作君紹介)(第三二 五二〇号)	四四五	同(小川国彦君紹介)(第二五四四四〇号)	四六八	同外一件(小林進君紹介)(第二七四七 五五〇号)
四〇三	同外一件(川崎寛治君紹介)(第二〇六 六号)	四三四	私学助成の大幅増額等に関する請願 (田中克彦君紹介)(第三二五三三〇号)	四四六	私学助成の増額等に関する請願(川崎寛 治君紹介)(第二四八三三〇号)	四六九	同(佐藤雄雄君紹介)(第二七四八八号)
四〇四	私学助成の増額実現等に関する請願外 三件(阿部末喜男君紹介)(第二〇一一 号)	四三五	同外四件(水田稔君紹介)(第三二五四 四四〇号)	四四七	私学助成増額等に関する請願(川崎寛 治君紹介)(第二四八三三〇号)	四七〇	同(田中克彦君紹介)(第二七四九九号)
四〇五	同外五件(左近正男君紹介)(第二〇一 二二〇号)	四三六	同外三件(嶋崎譲君紹介)(第三三三四 四四〇号)	四四八	中学校の租税教育推進に関する請願 (奥田敬和君紹介)(第二五三三三〇号)	四七一	同(野間友一君紹介)(第二七五〇〇号)
四〇六	同(石橋政嗣君紹介)(第二〇六一号)	四三七	同外三件(田中恒利君紹介)(第三三三 五五〇号)	四四九	同(松野順三君紹介)(第二五三三六〇号)	四七二	同(松沢俊昭君紹介)(第二七五一〇号)
四〇七	私学助成の大幅増額等に関する請願 (佐藤敬治君紹介)(第二〇一三三〇号)	四三八	私学助成の増額等に関する請願(川崎寛 治君紹介)(第三二五五五〇号)	四五〇	同(松野順三君紹介)(第二五三四四〇号)	四七三	同(矢山有作君紹介)(第二七五二〇号)
四〇八	同外五件(天野等君紹介)(第二〇六二 号)	四三九	私学助成の増額等に関する請願(藤田スミ 君紹介)(第三二五五五〇号)	四五一	同(松野順三君紹介)(第二五三四四〇号)	四七四	同(渡部行雄君紹介)(第二七五三三〇号)
四〇九	同(佐藤敬治君紹介)(第二〇六三三〇号)	四四〇	同(石橋政嗣君紹介)(第三三八九〇号)	四五二	同(松野順三君紹介)(第二五三四四〇号)	四七五	同外四件(網岡雄君紹介)(第二八〇九 五五〇号)
四一〇	同外四件(村山喜一君紹介)(第二〇六 四四〇号)	四四一	私学助成増額等に関する請願(川崎寛 治君紹介)(第三二五六六〇号)	四五三	同(藤本洋子君紹介)(第二六一一五〇号)	四七六	同(木島喜兵衛君紹介)(第二八一一〇号)
四一一	私学の授業料助成の実現等に関する請 願外四件(山中末治君紹介)(第二〇一 四四〇号)	四四二	私立幼稚園の助成等に関する請願(藤 田スミ君紹介)(第三二五七七〇号)	四五四	同(山原健一郎君紹介)(第二六一一六〇号)	四七七	同(左近正男君紹介)(第二八一一〇号)
四一二	同外五件(上野建一君紹介)(第二〇六 四四〇号)	四四三	教育・研究予算の増額等に関する請願 (大出俊君紹介)(第三二五九九〇号)	四五五	私学の授業料助成の実現等に関する請 願(小川国彦君紹介)(第二六一一七〇号)	四七八	同(田中克彦君紹介)(第二八一二〇号)
		四四四	義務教育の教材費補助廃止反対等に関 する請願(瀬崎博義君紹介)(第三三八 八八〇号)	四五六	教育の民主化等に関する請願(木間章 君紹介)(第二六四六六〇号)	四七九	同外一件(辻一彦君紹介)(第二八一二 三三〇号)
		四四五	同(津川武一君紹介)(第三三八六号)	四五七	私学助成削減反対等に関する請願外九 件(河上民雄君紹介)(第二六四七七〇号)	四八〇	同(井上普方君紹介)(第二八四六六〇号)
		四四六	同(中島武敏君紹介)(第三三八七号)			四八一	同(上原康助君紹介)(第二八四七七〇号)
		四四七	同(養輪幸代君紹介)(第三三八八号)			四八二	同(関山信之君紹介)(第二八四八八〇号)
		四四八	私学助成等に関する請願(中林佳子君 紹介)(第三三九〇号)			四八三	同(辻一彦君紹介)(第二八四九九〇号)
		四四九	学校図書館法の一部改正に関する請願 (佐藤雄雄君紹介)(第三三九一〇号)			四八四	同(村山富市君紹介)(第二八五〇〇号)
		四五〇	私学助成削減反対等に関する請願(木 島喜兵衛君紹介)(第三三九二〇号)			四八五	四十人学級実現 私立助成の増額等に 関する請願(梅田勝君紹介)(第二七五 四四〇号)
		四五一	私学助成の増額等に関する請願(木島 喜兵衛君紹介)(第三三九三〇号)				
		四五二	同(喜兵衛君紹介)(第三三九四〇号)				
		四五三	同外七件(江藤隆美君紹介)(第二五四 三三〇号)				
		四五四	私学助成の大幅増額等に関する請願 (小川国彦君紹介)(第二五四三三〇号)				
		四五五	同(小川国彦君紹介)(第二五四四四〇号)				
		四五六	私学助成の増額等に関する請願(川崎寛 治君紹介)(第二四八三三〇号)				
		四五七	中学校の租税教育推進に関する請願 (奥田敬和君紹介)(第二五三三三〇号)				
		四五八	同(松野順三君紹介)(第二五三三六〇号)				
		四五九	同(松野順三君紹介)(第二五三四四〇号)				
		四六〇	同(松野順三君紹介)(第二五三四四〇号)				
		四六一	同(松野順三君紹介)(第二五三四四〇号)				
		四六二	同(松野順三君紹介)(第二五三四四〇号)				
		四六三	同(松野順三君紹介)(第二五三四四〇号)				
		四六四	同(松野順三君紹介)(第二五三四四〇号)				
		四六五	同(松野順三君紹介)(第二五三四四〇号)				
		四六六	同(松野順三君紹介)(第二五三四四〇号)				
		四六七	同(松野順三君紹介)(第二五三四四〇号)				
		四六八	同(松野順三君紹介)(第二五三四四〇号)				
		四六九	同(松野順三君紹介)(第二五三四四〇号)				
		四七〇	同(松野順三君紹介)(第二五三四四〇号)				
		四七一	同(松野順三君紹介)(第二五三四四〇号)				
		四七二	同(松野順三君紹介)(第二五三四四〇号)				
		四七三	同(松野順三君紹介)(第二五三四四〇号)				
		四七四	同(松野順三君紹介)(第二五三四四〇号)				
		四七五	同(松野順三君紹介)(第二五三四四〇号)				
		四七六	同(松野順三君紹介)(第二五三四四〇号)				
		四七七	同(松野順三君紹介)(第二五三四四〇号)				
		四七八	同(松野順三君紹介)(第二五三四四〇号)				
		四七九	同(松野順三君紹介)(第二五三四四〇号)				
		四八〇	同(松野順三君紹介)(第二五三四四〇号)				
		四八一	同(松野順三君紹介)(第二五三四四〇号)				
		四八二	同(松野順三君紹介)(第二五三四四〇号)				
		四八三	同(松野順三君紹介)(第二五三四四〇号)				
		四八四	同(松野順三君紹介)(第二五三四四〇号)				
		四八五	同(松野順三君紹介)(第二五三四四〇号)				

[illegible]

五八〇	同(小澤克介君紹介)(第三五九八号)	六〇六	中学校の租税教育推進に関する請願 (鈴木宗男君紹介)(第四七〇五号)	六二九	同外一件(新村勝雄君紹介)(第五三二八号)	六五一	同(木島喜兵衛君紹介)(第五七二二号)
五八一	養護教諭の配置等に関する請願(斎藤実君紹介)(第四一八九号)	六〇七	私学の授業料助成の実現等に関する請願(森井忠良君紹介)(第四七〇六号)	六三〇	同外二件(野口幸一君紹介)(第五三二九号)	六五二	養護教諭の配置等に関する請願(伊藤忠治君紹介)(第五六三九号)
五八二	同(平石磨作太郎君紹介)(第四一九〇号)	六〇八	養護教諭の配置等に関する請願(田中克彦君紹介)(第四七三九号)	六三一	同外一件(矢山有作君紹介)(第五三三〇号)	六五三	同外一件(角屋堅次郎君紹介)(第五六四〇号)
五八三	国立大学付属病院の臨床研修改善等に関する請願(滝沢幸助君紹介)(第四三一四号)	六〇九	公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律制定に関する請願(瀬崎博義君紹介)(第四七四〇号)	六三二	同外一件(石橋政嗣君紹介)(第五三三九四号)	六五四	同外一件(上西和郎君紹介)(第五六四一号)
五八四	中学校英語の授業時数上限週三時間の強制反対に関する請願(石橋一弥君紹介)(第四三一五号)	六一〇	身体障害児者に対する学校教育改善に関する請願(武部文君紹介)(第四八二一号)	六三三	同外二件(岩垂壽喜男君紹介)(第五三九五号)	六五五	同(土井たか子君紹介)(第五六四二二号)
五八五	障害児教育の充実等に関する請願(滝沢幸助君紹介)(第四三一六号)	六一一	同(中井治君紹介)(第四八二二二号)	六三四	同(中村正男君紹介)(第五三九六号)	六五七	同(堀昌雄君紹介)(第五六四四三三三)
五八六	身体障害児者に対する学校教育改善に関する請願(北口博君紹介)(第四三三七七号)	六一二	同(春田重昭君紹介)(第四八二三三三三)	六三五	同(森井忠良君紹介)(第五三九七号)	六五八	同(松前仰君紹介)(第五六四五五)
五八七	私学助成の充実強化に関する請願(井出一太郎君紹介)(第四四二二二二二)	六一三	同(福岡康夫君紹介)(第四八二四四四)	六三六	同(森中守義君紹介)(第五三九八号)	六五九	同外一件(村山喜一君紹介)(第五六四六六)
五八八	同(小沢貞孝君紹介)(第四四二三三三三)	六一四	養護教諭の配置等に関する請願外三件(玉城栄一君紹介)(第四九七七七号)	六三七	同(阿部文男君紹介)(第五三三七七号)	六六〇	同(渡辺三郎君紹介)(第五六四七七)
五八九	同(唐沢俊二郎君紹介)(第四四二四四四)	六一五	身体障害児者に対する学校教育改善に関する請願(奥田敬和君紹介)(第五〇七六六)	六三八	同(藤木洋子君紹介)(第五三九二二二二)	六六一	同(伊藤忠治君紹介)(第五七二二二二二)
五九〇	同(串原義直君紹介)(第四四二五五五)	六一六	同(草野威君紹介)(第五〇七七七七)	六三九	同(山原健二郎君紹介)(第五三九三三三三)	六六二	同(川俣健二郎君紹介)(第五七二三三三三)
五九一	同(塩島大君紹介)(第四四二六六六)	六一七	同(橋本龍太郎君紹介)(第五〇七八八八)	六四〇	養護教諭の配置等に関する請願(橋本文彦君紹介)(第五四三三三三三)	六六三	同(木島喜兵衛君紹介)(第五七二四四四)
五九二	同(清水勇君紹介)(第四四二七七七)	六一八	同(小平忠君紹介)(第五一九九九九)	六四一	公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律制定に関する請願(佐藤敬治君紹介)(第五四四四四四)	六六四	同(田中恒利君紹介)(第五七二五五五)
五九三	同(田中秀征君紹介)(第四四二八八八)	六一九	同(横手文雄君紹介)(第五一九九九九)	六四二	同(森中守義君紹介)(第五四四四四四)	六六五	同(水田稔君紹介)(第五七二六六六)
五九四	同(中島衛君紹介)(第四四二九九九)	六二〇	障害児学校教職員の定数法制定等に関する請願(木島喜兵衛君紹介)(第五二六〇〇)	六四三	同外一件(山中末治君紹介)(第五四四四二二二)	六六六	同(元信堯君紹介)(第五七二七七七)
五九五	同(中村茂君紹介)(第四四三〇〇〇)	六二一	公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律制定に関する請願外四件(天野等君紹介)(第五二六一一一)	六四四	同外一件(小林恒人君紹介)(第五五〇六六)	六六七	公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律制定に関する請願(江田五月君紹介)(第五六四八八)
五九六	同(羽田孜君紹介)(第四四三〇〇〇)	六二二	同(上野建一君紹介)(第五二六二二二二)	六四五	同(佐藤敬治君紹介)(第五五〇七七七)	六六八	同(小川国彦君紹介)(第五六四九九)
五九七	同(宮下創平君紹介)(第四四三二二二)	六二三	同(小川国彦君紹介)(第五二六三三三三)	六四六	同外一件(村山喜一君紹介)(第五五〇八八)	六六九	同(角屋堅次郎君紹介)(第五六五〇〇)
五九八	同(若林正俊君紹介)(第四四三三三三)	六二四	同(木島喜兵衛君紹介)(第五二六四四四)	六四七	障害児学校教職員の定数法制定等に関する請願(佐藤敬治君紹介)(第五五〇九九九)	六七〇	同(馬場昇君紹介)(第五六五一一一)
五九九	養護教諭の配置等に関する請願(佐藤敬治君紹介)(第四四三九九九)	六二五	同(左近正男君紹介)(第五二六五五五)	六四八	私学助成の増額等に関する請願(田中美智子君紹介)(第五五六五五五)	六七一	同(細谷治君紹介)(第五六五二二二二)
六〇〇	身体障害児者に対する学校教育改善に関する請願(岩垂壽喜男君紹介)(第四五七八八八)	六二六	同外一件(堀昌雄君紹介)(第五二六六六六)	六四九	中学校の租税教育推進に関する請願(中川昭一君紹介)(第五五六三三七七)	六七二	同(岩垂壽喜男君紹介)(第五七二一八八)
六〇一	同(小坂徳三郎君紹介)(第四五七九九九)	六二七	同外四件(元信堯君紹介)(第五二六七七七)	六五〇	学生寮の充実、発展等に関する請願(馬場昇君紹介)(第五六三八八)	六七三	障害児学校教職員の定数法制定等に関する請願(江田五月君紹介)(第五六五三三三三)
六〇二	同(堀昌雄君紹介)(第四五八〇〇〇)					六七四	同(中村重光君紹介)(第五七一九九九)
六〇三	同(山下元利君紹介)(第四五八一一一)					六七五	同(村山富市君紹介)(第五七二〇〇〇)
六〇四	同(若林正俊君紹介)(第四五八二二二)					六七六	同(竹内猛君紹介)(第五七七七八八)
六〇五	同(渡辺省一君紹介)(第四五八三三三)					六七七	同(加藤万吉君紹介)(第五七八四四四)
						六七八	同(川崎寛治君紹介)(第五八四四六六)
						六七九	同(上坂昇君紹介)(第五八四七七七)
						六八〇	同(新村勝雄君紹介)(第五八四八八八)

[illegible]

(二号)

八一九 四十人学級の早期実現等に関する請願

八二〇 (山原健二郎君紹介)(第六六八三三三三)

中学校の租税教育推進に関する請願

(近藤鉄雄君紹介)(第六六八四四号)

八二一 同外一件(丹羽兵助君紹介)(第六六八三

四号)

八二二 日本育英会奨学金の拡充等に関する請願

(山原健二郎君紹介)(第六六八五五号)

八二三 学生寮の充実、発展等に関する請願

(山原健二郎君紹介)(第六六八六六号)

八二四 研究生の学術研究条件改善等に関する請願

(山原健二郎君紹介)(第六六八七七号)

八二五 教育・研究予算の増額等に関する請願

(山原健二郎君紹介)(第六六八八八号)

八二六 私学の学費に対する助成等に関する請願

(佐々木義武君紹介)(第六六八九九号)

八二七 公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律制定に関する請願

外五件(富塚三夫君紹介)(第六六九〇号)

八二八 同(賛輪幸代君紹介)(第六六九一七号)

八二九 同(阿部末喜男君紹介)(第六六九二七号)

八三〇 同外七件(中西續介君紹介)(第六六九三

八号)

八三一 障害児教育の充実等に関する請願(村

山富市君紹介)(第六六九三三三三)

八三二 同(山原健二郎君紹介)(第六六九三三三三)

八三三 同(佐藤祐弘君紹介)(第六六九三三三三)

八三四 同(藤木洋子君紹介)(第六六九三三三三)

八三五 同(柴田睦夫君紹介)(第六六九三三三三)

八三六 身体障害児者に対する学校教育改善に

関する請願(米沢隆君紹介)(第六六七六

九号)

八三七 養護教諭の配置等に関する請願外十一

件(中西續介君紹介)(第六六八三三五五)

八三八 国立大学付属病院の臨床研修改善等に

関する請願(藤木洋子君紹介)(第六六八

三六号)

八三九 同(中西續介君紹介)(第六六八九九号)

八四〇 障害児学校教職員の定数法制定等に関

する請願(滝沢幸助君紹介)(第六八四

一号)

八四一 同外一件(竹村泰子君紹介)(第六八四

二二二)

八四二 同外十五件(中西續介君紹介)(第六八

四三三)

八四三 ニホンカモシカの保護に関する請願

(竹村泰子君紹介)(第六八四四四号)

八四四 同(渡辺朗君紹介)(第六八四五五号)

○阿部委員長 これより会議を開きます。

木島喜兵衛君外二名提出、児童生徒急増地域に
係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の
整備に関する特別措置法案及び木島喜兵衛君外二
名提出、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部
を改正する法律案の両案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。田中克彦君。

○田中(克彦)委員 最近の教育問題の重要性にかん
がみまして、特に教育環境の整備のうちで学校施
設の整備につきましても、これは極めて重要な課題
であることは言うまでもありませんが、今回出さ
れました二つの議員立法に關係をいたしまして、
私は、その提案者に対しまして、敬意を表しながら、
質問を続けさせていただきたい、こう思うわけで
あります。

政府の六十年度の教育関係予算を見ましても、
特に学校施設の整備費につきましても、前年度の
実績四千六億八千九百万円に對しまして、ことし
の予算というのは三千六百二十三億九千七百万円
ということで、実に三百八十二億九千二百万円と
大きく落ち込んでおります。特にパーセントにい
たしましては事業量では一・九%落ち込み、こ
ういうような状況になっておまして、この二つ

の法案に關係する直接の課題であります児童生徒
急増市町村の施設特別整備事業につきましても、
事業量は横ばい、こういう状況になっているわけ
であります。一方、この教育施設の整備が市町村
財政、地方公共団体の財政を非常に圧迫する要因
になっておまして、人口急増市町村につきまし
ては教育費の負担が予算構成の中で実に二・二
%を占めるということでありまして、一般市町村
の二・七・一に比べてこれが大きな負担にもなっ
ている、こういう状況にあります。したがって、こ
れらの問題を解決していく手だてというものは非
常に重要だ、こう思いますが、そういう観点から
特に提案者に向っておきたい、こう思うわけであ
ります。

第一には、この衆法八号、九号の提案の趣旨及
びその提案の内容のポイントがどこにあるのか、
そういう点をまず最初にお伺いをしたい、こう思
います。

○佐藤(謙)議員 お答え申し上げます。
衆法八号は、児童生徒の急増地域における学校
の施設整備を図ることをねらいとしております。
また、衆法九号は、児童生徒急増対策の後遺症と
もいえる過大規模校の分離促進をねらったもので
あります。

その趣旨とするところは、今日の教育の荒廃を
克服し、一人一人の子供と青年に行き届いた教育
を保障する教育条件の整備をするため、適正規模
の学校と適正規模の学級を実現しようとするもの
であります。また、今も質問者から話がありまし
たように、この急増地域を抱える地方自治体の教
育関係に関する財政負担は極めて大きいものであ
ります。したがって、この法律の制定を通じまし
て、その急増地域の地方自治体の財政負担を軽減
し、児童生徒の急増に伴う新增設計画を促進し、
そのことによつて教育基本法に基づく教育の機会
均等を保障しようとするところにあります。

以上です。
○田中(克彦)委員 この提案の内容のポイントは今
御説明をいただきましたが、この種

の条件整備は義務教育諸学校施設費国庫負担法の
抜本的改正によつて改善充実することが非常に重
要だと思ひますけれども、今次特別措置法として
提出した理由は何でしょうか。それから、特別措
置法は六十六年までの期限立法という提案になっ
ておりますが、その点についてもあわせて御説明
をいただきたい。

○佐藤(謙)議員 今質問者が言われましたよう
に、本来は負担法を改正して急増地域の新增設や
過大規模校の解消に努めるのが至当であると私も
思っております。しかし、現実には負担法に根拠を
置く校舎の新増築においてもその補助率は低く、
かつ昭和六十二年までに限られております。そ
の他用地の取得等についても予算補助であり、極
めて不十分な対応になっていることは御案内のと
おりであります。とりわけ、過大規模校の分離に
對しては具体的な措置がなされておらず、ま
せん。したがって、負担法の改正などで政府の対応
を待っていたのではこれら急増地域や過大規模校
の分離という緊急かつ重要な課題に對応できない
のが現状であると言わざるを得ません。そこで、
緊急対応の措置として特別措置法案としてこの法
律案を提案した次第であります。

なお、六十六年度に期限ということは、御承知
のとおり教職員定数増の例の第五次定数計画が六
十六年度で一応終わることになっておりますし、
また、政府の今までの答弁等でも、いろいろな曲
折はありましたが、その出口の年度は守る
ということをおっしゃっておりますから、一応それに合
わせて——当然四十人学級が実現されていく過程
の中では入れ物も重要な問題になってまいりま
す。したがって、それとある程度見合いタイプア
ップするという観点も含めましてこの法案を提案
し、六十六年度という一応の区切りをしていると
ころでございます。

○田中(克彦)委員 提案の意味はわかりました。
そこで、文部省にお伺いをいたしたいと思うわ
けであります。衆法八号の児童生徒急増地域に
係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の

整備に關する特別措置法案、それから、九号の義務教育諸学校施設費國庫負擔法の一部を改正する法律案、この二案につきまして今回は議員立法という形で提案されているわけでありますけれども、文部省当局はこれについてどう評価されておりますか。

○松永国務大臣　児童生徒急増に対処するための小中高等学校の施設整備及び過大規模校の解消につきましては、文部省としてもこれまでできる限りの努力をしてきているところであります。

今回の御提案は、教育条件を改善しようとするその意図については理解できるところであります。しかしながら、今回の法案は、まず第一に、多大の追加財政需要を生じるといふ財政上の問題がございます。二番目は、義務教育ではない高等学校の用地取得費を補助するということになりますと、国の補助制度の根幹にかかわるといふ問題があります。三番目は、現行の補助制度との均衡を著しく失するといふ点もございます。

さようなことでありますし、もう一つの施設法、一部改正法案の方は、現下の国の厳しい財政状況下で新たな補助制度を位置づけるということになると、なかなか難しい問題点があるというふうに思うわけであります。御提案者の意図については理解できますけれども、右申し上げましたような問題点等を考えまして、文部省といたしましては賛成することができないということでございます。

○田中(克)委員 今大臣のお答えをいただきましたけれども、議員立法の趣旨を文部省が今直ちに全面的に肯定するということにはならないまでも、今置かれております教育の現状の上から、私どもの立場からすれば、担当文部大臣としてせめてもう少し前向き積極的な意欲的な考え方が示されてもよいのではないかとというふうに期待しながら質問いたしましたわけですが、そういう点では私ども極めて遺憾に存するわけであります。

そこで、従前から文部省としてもこの児童急増市町村の学校施設の整備について努力を重ねられ

ている点は私も承知いたしておりますけれども、しからば、現在この特別措置によって六十二年まで継続して改善していく方針でありましようが、これは六十二年度までの措置ということになつておりますから、今後、現行行われているこの特別措置を継続してさらに続ける意思がどうか、どうか、また、少なくともこの制度を六十二年度以降実態に合わせて改善していくという意欲的な意思をお持ちではないかどうか、その辺をあわせてお伺いしたいと思います。

○阿都政府委員 急増関係の御質問かと思ひますので、その点についてお答えさせていただきます。

現在の急増関係の特例措置は、昭和四十八年度に五年間の時限措置ということでスタートいたしました。五十三年度に延長し、五十八年度にさらにまた五年間延長したということで実施してまいりましたのでございます。小学校の方は五十六年度ピークが終わる、もう既に過ぎておるわけであり

ますし、中学校の方は六十一年度でピークを迎え、それを通り過ぎるという時点でございますので、おおむねその時点は過ぎてきたということでございます。六十二年度までというこの措置で、全国的に言えば一応の形がつくということになるかと思うわけでありますが、ただ、これは全国的な数値で申し上げておるわけであります。地域によっていろいろばらつきがございます。急増急減の時期が大変ずれておまして、な

おかつ今後とも急増期が続くというケースもござ
いますし、いろいろな実態があらうかと思ひます。
そういうことで、私ももっていたしましては、現
在の段階では六十二年度の時限切れでこれをすべ
てやめるといふふうには必ずしも考えておらない
わけでありまして、それまでの間にさらに各都道
府県、市町村の事情等をよくお聞きした上で、六
十三年度以降の問題についての対応を検討した
い、こういうふうに考えておるところでございま
す。

○田中(克)委員 今の局長の答弁によりますと、さしあたって現在持っております計画で六十二年

までやってみて、その後、各地域の実態等を聞いた上で方針を決めていきたい。教育のことですから、現時点で次の段階における長期的な展望というものの上にそういう構えがないと、今から実態を十分調査をしてその実態に合わせてということでない、期限が切れた段階で検討するという対応では教育行政としても非常に消極的ではないかというふうに私も言わざるを得ません。これから中身の議論に入りますが、議員立法として提案をしております趣旨、内容につきまして文部当局としても十分精査し検討するという前向きな姿勢を期待したい、こういうふうに思うわけであります。

そこで、問題を若干前に進めてまいりますが、
実は、従前この文教委員会の中でも、義務教育課程における教育環境の整備、わけでも施設整備につきましては、学校の規模、学級の規模というのが欠かれない重要な条件になってきているし、そのことが、言われているところの行き届いた教

育、ゆとりの教育、あるいはまた子供の個性や能力を引き出していく教育、そういう条件をつくり上げる上に極めて重要である、こういう議論がかなり続いてきているわけであります。

そこで、そういう面に立ちまして、今問題にされております問題行動の発現現象、こういうものと学校の規模や学級の規模との関係ということについて考察をしなければいけないと思うわけあります。この点につきましては文部省も当然全面

的に肯定されていると思いますが、まず、この基本の問題についてどうお考えになっているか、お聞かせ願いたいと思います。

○松永国務大臣 学校におきまして校内暴力とか非行といった極めて残念な問題行動を起こす児童生徒がごいます。その原因や背景はさまざまでございまして、家庭、学校、社会、それぞれの要因が複雑に絡み合っておるわけでありまして、大規模校だけで発生しておるだけでなくして、小規

模校においても発生しておるわけであります。ただ、いろいろな調査を見ますと、やはり学校規模

が大きくなると発生率が高いという傾向があることは事実であります。これはだれでもわかることであります。大規模校になりますと児童生徒を掌握する上で困難が伴うという問題もあるわけであります。そこで、学校規模の適正化を図ることは必要なことであるというふうに考えておるわけでございます。

○田中(元委員) 大臣の答弁でも、学級規模あるいは学校規模というものは児童生徒の教育上に極めて密接なかわりを持っているという点では、その重要性を同じようにお考えになっているようであります。ただ、そのように考えておりましても、実態というものにどこまで踏み込んで認識していただいているのか、そういう点が問題であらうと思うわけであります。

そこで、私の手元にあります資料、「民研教育時報」というのに載っておったわけでありますけれども、茨城、埼玉、千葉などの県で中学校四百四十八校、二千人余りの教師に依頼をいたしまして、八カ月間を費やして調査した結果が出ております。

國が指定しております児童生徒の急増市町村は五十九年で六百七十団体くらいあるようでありますけれども、この調査によりますと、教師の約五〇％は、小学校では一学年四クラス以上、全校で二十五クラス以上になるともう過大規模だと考えている、中学校の場合は一学年六クラス以上、全校で十九クラス以上になると過大規模だと考えている、こういう答えが出てきております。児童生徒の教では、九百人から一千人以上となると学校は教育上極めて好ましくない過大規模の状態になつてくる、こういう指摘があります。中には、一千人以上ということになればもう学校という環境じやないという厳しい指摘もあるようであります。

また、適正規模については、小学校の場合、十八クラス以下と答えられた人が実に六六・五％、三分の二は十八クラス以下がいいと考えられているようですし、中学校の場合は、十二クラス以下と考えている人が四〇％、十五クラス以下と考え

ている人は実に七一・九%に達しています。したがって、適正規模としてどういう規模が望ましいかという点になりますと、小学校の方は一学年が三クラス、中学校の場合は一学年が四クラス、多くても五クラス以内、こういうふうに答えています。

過大規模校の場合の障害のトップは何といつても生徒の生活指導だと答えた人は、中学校の場合には七三・七%、小学校の場合は五八%、教員の交流やまともに大変支障があるというのは中学校の場合四一・八%、小学校の場合には五二・一%、子供との接触に大変問題が起こってしまうという答えが中学校の場合三八%、小学校で二四・七%。

私、ここが一番問題だと思っておりますけれども、子供の顔と名前が一致するというのは小学校の場合には百五十人、百五十人の子供なら子供の顔と名前が一致する。中学校の場合で二百五十人、二百八十人となつたらもうこれは限界だ、こういうふうに答えておられます。中学校の場合、二十三から二十五クラスのところでは、生徒の名前と顔が一致したというのが二百七十八、二八・四%。三分の一にいかない。一致しないという数が七百三、こうなつてきます。そうなりますと、この子供が一体自分の学校の子供なのかどうかもわからない。こういう環境の中で本当に生徒と人間的に触れ合ふような教育はできるはずがない、こういうふうに私も考えるわけでありま

す。 こういう調査の結果が出ておりますので、参考にお話ししたわけでありまして、こういう実態をお聞きをいただいた上で、いわゆる望まれる行き届いた教育をするために、適正の規模、標準というものについて文部省はどのように考えているのでしょうか。

○阿部政府委員 学校のいわゆる適正規模の問題でございまして、この点につきましては、小中学校に關しまして学校教育法の施行規則に規定があり、それからまた、施設費の国庫負担法の

施行令に学校統合の場合の基準が示されておるわけでございます。

そういうものによりまして、土地の状況とか特別の事情のある場合を除きまして、十二学級以上十八学級以下、あるいは統合等の場合は二十四学級以下といったあたりのところが適正な妥当な規模であろう、こういうふうに表示されておるわけでございます。私も、それは地域によつたりいろいろな条件がございまして、画一的に決めることは難しいと思つておるわけで、おおむねこの程度の幅のものが適正なものではなからうか、かように考えておるところでございます。

○田中(元)委員 私どもも、少なくとも、今お答えになりましたように、学校教育法の施行規則十七条に、「小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。」こういうふうに決められておられますし、なお、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第三条に、標準として十二学級から十八学級、統合の場合に二十四学級、こう言われていることは御答弁いただいたとおりだと思つておられます。文部省もそのことを十分肯定をされ、法にまで、規則や施行令にまできちつとうたわれているそのことが望ましい、この肯定をされるにもかかわらず、実態というものはかなりの乖離がある、そういうことでありますから、今回この法律を議員立法として提案をしている理由というのは実はそこにある、こういうふうに私も考えるわけではあります。

そういう点につきまして、冒頭文部大臣からの見解を伺つたわけでありまして、今の局長の答弁と文部大臣から先ほだいたされた答弁とを比較いたしますと、必ずしも文部大臣の見解は今局長が答えたようなものとは一致をしないと私は思つておられますが、大臣、この点についてもう一度お答えいただけますか。

○阿部政府委員 最初に大臣からお答え申し上げましたのは、今回の立法についてその意図するところを理解できるけれども、諸種の事情からいつてにわかに賛同いたしたいということを申し上げ

げたわけでございます。もちろん、ここで私が申し上げたような標準的な姿というものを目指しながら、各地方公共団体がそれに向けて努力をしていただく、それに対して文部省としても必要な援助措置を講じていく、そういう態勢で今日まで進んでおられますので、立法のいかににかかわらず、文部省としては過大規模校の解消の問題、できるだけ標準に近づけていくという問題について努力をしていくという姿勢に変わりはないわけでございます。

そういう意味で、最初大臣がお答えしましたのは、立法の必要の有無についてのお答えをいたしておるわけでございます。事柄として大事なことでぜひ進めていきたいという点については変わりがありません。こう思つておるわけでございます。

○田中(元)委員 これからこの法案の内容についてさらに審議が続くと思つて、提案者には後からまた見解をお聞きをいたしますが、文部省があくまでも標準の規模として望ましい姿を追求するためにさらに努力を続けていくというお答えを今いただきましたから、そういう方向でひとつ努力を期待したい、こう思つておるわけではあります。

そこで、次の問題に移りますけれども、学校教育法三条に規定された学校の種類に應じた設置基準というものは、意外なことに小中学校だけこの設置基準が制定されていないということで、大変矛盾を感じます。実際には補助基準を設置基準にかえて運用上これでカバーをして、こういう実態にあると思つておるわけでありまして、この点についての文部省の見解をお伺いしたいと思つておるわけではあります。

○高石政府委員 御指摘のように、学校教育法三条では、監督庁の定めるところによる設置基準をつくらなければならないと書いてあるわけでありまして、具体的には学校教育法施行規則に、教育内容であるとか教職員の配置、施設設備等の基準を一応決めておるわけでございます。そのほか小中学校につきましましては、施設設備ないしは教

職員の定数、学級編制というものは別の法律で決めているわけでございます。

したがって、形式的にはおっしゃるとおり形の設置基準がまとまつた形でつくられておりませんけれども、学校の適正な運用、教育水準の確保という観点からは、そういう諸法令によつてそれが整備されている。そして具体的には、その内容に従つて市町村が学校を設置していくという形になつておるわけでございます。したがって、私立をつくる場合には、そうした公立学校に適用される基準が参考にされまして、それが一応県の認可基準という取り扱ひを受けて具体的に運用されているということで、形式的には確かに学校の設置基準はございせんけれども、実質的には諸法令によつてそれが一応形づくられておるという状況でございます。

○田中(元)委員 今のお答えですと、小中学校にだけ設置基準がない、しかしそのことは、今補助基準をこれに準用することによつて法律上運用に支障がない、こういうお答えであります。しかし、そういうことになれば、小中学校以外の教育施設については設置基準がある、そのこととの矛盾を私は説明することはならないと思つておるわけですが、その点についてはどうお考えになつておるわけですか。

○高石政府委員 小中学校は義務教育でございますが、まず、高等学校、幼稚園との比較で考えますと、高等学校は義務教育でない。しかも、どういふ地域につくるといふことを地域の進学状況を見てつくるといふことで、ある意味においては純粹な、学校側から見た一定の理想的な規模、基準というものが想定できると思つておる。それから幼稚園についても、義務教育でないという点で、幼稚園運営上の観点でそういう意味の規模の基準をつくるということができると思つておる。

小中学校の場合には、子供が一人いても二人いても、とにかく就学の義務を保障しなければならぬ。そうすると、僻地の学校で、例えば十二学級が適正規模だといつて十二学級の学級だけをつ

通達規程

くられたのでは話にならないということで、そういう義務教育を保障するという子供の保障の観点では、小中学校の場合に必然的に差がある。差をもたらし、ということになろうと思うのです。したがって、文部省としては教育水準の維持を図る上で必要であると思ひながら、具体的にその観点から理想的な規模はこうであるということをつくることはかえって障害が出てくる場合がある。例えば都市部と僻地の場合にはもう歴然たる差がある。しかし、僻地の場合には十二級が基準であるといつて十二級の学校をつくつて、二里も三里も遠いところから就学させる、これはやはり非常に酷な状況になる。そういう非常に難しさがあるので、今まではいろいろな伝統的な沿革を考慮して対応してきたわけでございます。しかし、設置基準をつくらなくていいということをして説明しているわけではございません。その中で、そういうような歴史的な差というのが存在しているから、なかなか純粋理論の設置基準をつくるということは非常に難しい、こういうことでございませう。

○田中(克)委員 時間が迫つてきてしまつて、お伺ひしたいことがたくさんあるのですけれども、特に人口急増、児童生徒の急増地域、これは大都市を中心にして、また大都市のドーナツ化現象によるその周辺において非常に著しい、こういう傾向もありますから、特にその地域の自治体というのはこの対策に追われている、こう思つております。したがって、私の手元にありますのは、これは大阪の例なのですけれども、非常に教育施設の整備に追われておりまして、その財政負担も高い、こういう状況がございませう。それでしかも大変超過負担が多い、こういう状況があります。その中で、特に教育費の中で占めている学校建築費の比率、これは大阪の場合、特に高い箕面などにおいては五・四・一、教育費の中の半分以上がこの学校建築の費用だ、こういうことでありまして、またこの超過負担率というのは四三・四％、こういう驚くべき数字になっていませう。貝塚

などの場合も超過負担の比率というのは四三・四％、こういうことでありまして、堺の場合には教育費に占める割合というのは五三・一％、茨木の場合に六一・七％、一番高いのは河内長野七三・七％、これだけ教育費の中に建築費でとられてしまつと、こういうところの建築費以外の教育費というのはいくらどういふ状態になつていられるだろうか、実際にはこう頭をかしげたりなつていられる。こういう実情が示しておりますように、大都市と大都市周辺、こういうところの問題というのは非常に深刻な状況にあります。

五十七年をピークとして、だんだん児童生徒の減少傾向というものは、一面において大都市の中心部等では児童生徒の減少傾向というやうなものがある、一方で空き教室の問題も出てきていふ、こういう矛盾はありますけれども、やはり全体として見れば、地域的には特に児童生徒の急増によつて教育施設の整備に依然として追いついていない、非常に財政負担を強いられる、こういう状況がございませう。

したがって、こういう問題を解決するために、今回このような立法措置がとられてきています、私はそういうふうな理解をしておりますけれども、けれども、時間が迫つておりますから、特に今回提案をされたこの二本の法律につきまして提案者に伺ひたいわけでありませう。

先ほど冒頭に答弁いただきましたように、六十六年を目標に四十人学級を完全実施をさせる、そして、それについての定数法の改正を續けていくという前提に立つて、それに合わせて学級あるいは学校の規模というものを解決していくための手だて、こういうものが今求められているのだというふうな思ひ方でありませう、そういう点についての考え方を提案者には聞きたい、こう思ひますし、また文部省当局にちよつとこの点で伺つておきたいのですが、要するに、文部省が既に委員会で明らかにしておりますように、こし四十人学級のいわば凍結が緩和された。これをきつかけとして六十六年までには四十人学級を前進させて

いつて、すべての計画を完了したいという考え方が示されているわけでありませう、それと、この現在進められている、さつき六十二年以降の問題も検討すると言われておりますが、過大規模校の解消と、それから四十人学級を前進させる定数法の改正との、児童生徒の器との整合性、こういうものについて、文部省は先ほどの答弁から言へば、いや、それは実情調査をしてこれから検討して決めていけばいいことだ、こういうふうな言われたいが、そういうものを六十六年までに双方ともに整合性を持たせて完結をしていく、こういう前提に立つて考えられているのだというふうな理解をしておいていいかどうか、その点を文部省にはお伺ひをしたい、こう思ひます。

○阿部政府委員 四十人学級の問題と施設の問題についての御指摘があつたわけでございますが、私ども、これは少し事柄が別のことであるというふうな考へておるわけでございませう。

四十人学級につきましては、六十六年度までに完成ということを目指して最大限の努力をしております、急増地域であるか急増地域でないか、マンモス校であるかないかというところにかかわりなく、やはり必要な校舎の整備はしなければならぬ、こう思つておるわけでございませう、そのための校舎整備につきましては、それぞれの地域の事情をなおよく調べながら対応していく必要があると思ひますけれども、現在の見通しから申しますれば、各年度で現在計上しております施設整備費関係の予算のうちの数％程度をそれに割けば実施可能であるという程度の見込みでございませう、この点については余り御心配をいたさなければならぬのではないかと思つておるわけでございませう。

なお、マンモス校解消問題につきましては、それは切り離す別の問題ではございませうけれども、この点につきましては一層指導等を重ね、あるいは必要な予算措置の検討等も含めまして努力をしてみたい、かやうに存じております。

○佐藤(謙)議員 今質問されましたことについては、冒頭の本法律案を提案した趣旨及び内容のボ

イントについてお答えした点で大体話をしているところでございます。しかし、今日の教育荒廃をなくして、ゆとりを持ち、行き届いた教育、そのことによつて充実した生徒指導、そして学力の向上、つまり教育効果を上げるためには、最大の条件はやはり教育の諸条件を整備することだと思ひます。その最たるものは、この法律案にも提案しているような、適正な学校の規模、適正な学級の規模を実現することだといふふうに思つていられるわけでありませう。したがって、そういう教育効果を上げるという点から言ふならば、今の国庫負担法を初めとする諸法律並びに予算制は極めて劣悪であるといふふうに言わざるを得ませう。したがって、この法律案を提案しているわけでございます。

それから、一般的にそういうことが言へますが、その中でもとりわけ急増地域での校舎及び用地の取得等を含めたそういう設備等の条件整備は極めて重要な課題であるわけですから、特にこの点は地方財政の負担からいつても極めて重要でありますから、そういう点でこの法律案でも、例えば従来校舎については二分の一、それをさらに四分の三にするというやうなこともその中に入れていられるわけでありませう。同時にまた、過大規模校の解消、これはどちらかというとネガティブな方だと言つてもいいと思ひます。つまり、それにどう対応するか、アダプトするかというのが急増地域に対する対応であり、過大規模校の解消だと思ひます。しかし、より積極的にこれから考えるならば、お話しありましたように、今緊急の課題は四十人学級を中心とした適正な教育効果を上げる、そういう規模にしていこうと思ひます。そのことを考えますと、昭和六十六年を期して四十人学級を実現し完結するんだと言つておりますが、入れ物の関係からいいますと、より積極的にそういう面での施設設備の充実を今から考えていく必要があるんじゃないかと私は考へております。

そういう点で、一般的な教育効果を上げるため

の施設設備の充実と、とりわけその中でも急増地、過大規模の学校をどう解決するか、より積極的の四十人学級を実現するために入れ物をどうつくるのか、この辺を全体的に見通しを明らかにして、整合性を持った制度体系をつくっていかねばならぬ、こう考へて、そのための重要な一環として本法律案を提案している、このように御理解いただきたいと思ひます。

○田中(克)委員 終わります。

○阿部委員長 中西續介君。

○中西(續)委員 同僚の田中委員に引き続きまして質問を申し上げたいと思ひます。

私は、まず、学校教育法第三条によりまして学校の種類に応じて設置基準を決めなければならないことになってゐるのに、小中の場合には設置基準がまだ設定されておられません。その理由をお聞きしたいと思ひます。ただ、その際に、先ほど田中委員の質問に対しても答へておりましたけれども、局長の答弁の中には大変な矛盾がある、私はこう理解をしておるわけであります。この点、明確にお答へください。

○高石政府委員 先ほど答へしたわけでありますけれども、具体的に小中学校の場合に設置基準という形の内容がつくられていないことは御指摘のとおりでございます。ただ、設置基準で決めることが予想される学級数であるとか教職員の配置であるとか施設設備、こういうものはそれぞれの省庁ないしは法律、補助のための法律でございますけれども、そういう内容で、年々歳々ともまではないかもしれませんが、社会の変化に応じて変わっていくという形で改善を図つてきていくわけでございます。したがって、形式的な設置基準はないけれども、実質的に教育活動が展開できる支障のないような形での条件整備は現行の法令の中でも行つてきているということでございます。

○中西(續)委員 そうしますと、高校では二十三年に設置されていきますね。大学では三十一年、短期大学五十年、高等専門学校三十六年、幼稚園三十一、専修学校まで含めて五十一、こうなつてゐます。今、最後に言われたけれども、形式的という言葉を使いました。この設置基準というのは形式なんですか。

○高石政府委員 言葉の使い方が十分でない点があつたかと思ひますが、設置基準で決めるべき具体的、実質的な内容は現在の諸法令の中でも一定の基準をつくつてゐる、こういう意味で申し上げたわけでございます。

○中西(續)委員 それでは、私が先ほど申し上げた高校以下専修学校まで、これは要らないのですか。

○高石政府委員 要らないということではなくして、義務教育についての一つの歴史的な流れで、義務教育、小中学校は公立を中心として整備されてきてゐるわけでございます。高等学校であるとか大学、大学の場合は八割近いものが私学、高等学校についても三割ぐらいが私学というように、公立でつくる以外の場合にはどうしてものという具体的な目安がより明確にされてない、学校をつくる場合に教育上の支障が多いということであつて、それと関係が深いと思ひます。もちろん、小中学校の私学もあるわけでございますから、そういう意味で小中学校の設置基準ということが必要であるというふうには思ひますけれども、今までつくられなかった歴史的な経過は先ほど申し上げた通りでございます。

【委員長退席 船田委員長代理着席】

○中西(續)委員 わかりません。歴史的経過とは何ですか。

○高石政府委員 明治以来、小中学校の教育を展開してきてゐるわけでございますが、その教育を展開するに、例えば施設設備についても、現に戦後の基準面積を見ても明らかに補助基準も三倍ぐらいにふくれ上がつてゐるわけです。そういう形で対応してきたので、小中学校の教育水準を維持し向上させるための施策は政府としては十分な対応をとつてきたので支障がない、そういう意味の歴史的な経過でございます。

○中西(續)委員 公立だとかなんということになりますと、じゃ高等専門学校の場合はどうですか。私立はごくわずかでしょ、ほとんど大部分国立じゃないですか。だから、詭弁を弄しちゃいかぬというのです。歴史的なものを聞きました。でも、歴史的に考へても設置するに十分な基準をつくる必要がないというものは何もないのです。ほかの法律でもつたぐさんそれをつくつていかなければならぬそれの。ということになれば、一つのものをちゃんとつくつてそれを補足するといふ形が、今までのあれを見ましてもそうあるべきじゃないのですか。ほかに何か理由があるのですか。隠した理由がございせんか。

○高石政府委員 隠した理由がございせんか、高専の場合には、高等専門学校という教育を展開する上に、いわば学校教育の側からどういふ教科、学科をつくらなければならないか、これはこれだけの施設が必要だ、そういう意味で、国立、私立を通じての設置基準をつくりやすいわけでございますが、小中学校の場合に、先ほど申し上げました山間僻地で一学級、二学級、これも一つの必要としてつくらざるを得ないわけですね。したがって、義務教育の場合の背景と、それから義務教育でない学校の場合の背景、これはおのづから違ふというふうな観点があるわけでございます。

したがって、小中学校に設置基準をつくるといった場合に、例えば山間僻地で十二学級が適正規模である、じゃ町村で十二学級一校の小中学校をつくれればそれでいいというふうになるかと言へば、やはりだめでございまして、地域の状況によつては六学級の学校もつくらなければならない、三学級の学校もつくらなければならない、そういういろいろな複雑な絡みがあるわけですね。したがって、形式的に高等学校とか専門学校のようない固まりの設置基準というものを非常につくりにくい状況があるということを申し上げてゐるわけでございます。

○中西(續)委員 それは特例で済まされることなんです。特例を設ければいいわけなんです。山間僻地の場合には、先ほど田中委員の質問に対して答へましたように、十キロも二十キロも離れるようなところでつくとはいふていいのです。じゃ、そののできるような問題になつていゝ急増地域においてはそういうことはできません。むしろだからこそ必要じゃないのですか。だから、そういう特例は特例として認めるべきであつて、それまで全部画一的に押しはめて、それしかできませんよ、すべてそういうふうにしてゐるのかといふたら、ほかのものがだつてみんな特例を設けてゐるじゃないですか。だから、基準は基準として明確にすべきですよ。

○高石政府委員 ちなみに小学校で申し上げますと、例えば学校規模が十二から十八学級、これを標準として一応学校教育法施行規則では書いておるわけでございますが、現実的な小学校百年の歴史の歩みではどういふ学校規模になつてゐるかといふと、十一学級以下が一万一千六百五十九といふこと、十二以上の学級の半分以上である。いわば標準として決めた十二といふことを想定し、一定の設置基準、それにふさわしい内容といふような形でつくる特例の方がむしろ多い。中学校の場合も十一学級が五千を超えてゐるというふうなことでございます。

したがって、義務教育は、要するに設置基準が優先するか、それとも小中学校における教育の保障を優先するかというふうな形で、小中学校の教育の保障といふことを考えた際に、それぞれの学校に必要な施設設備、そして教職員、そういうものが配置されていかなければならない。そのためにはきめ細かな補助基準であるとか標準法、そういうもので整備してきてゐるということでございます。したがって、そういう意味から、実質上小中学校の教育展開に支障のないような一応の基準、そういうものが整備されてきてゐる、こういうふうな申し上げておるわけでございます。

○中西(續)委員 整備されておるといふことを言いますけれども、四十人学級等についてもきめ細

かな配慮をするなら、そういうことこそどんどんやつていくべきなのであって、こういう設置基準というものをしておらないところを追及すると、今度はそういうものは全部整備されておるからとこうくるわけでしょう。しかも、きめ細かいそうした配慮をされておると言いますけれど

も、では、実質的に配慮されておるのかどうか、このことを考えますと、そうした点については大変冷淡である。だから、論理に一貫性がないのですよ。特例が多いから——多いはずなんです、昔のあれからいきますと、あなたが言う歴史的なものからいいますと、小さな村という行政組織からいって、それを統合して小学校などということにはなり得ぬわけです。だからそれは当然なんです、そういうことがあっても。だから、設置基準が不必要だとは、そのことをもってして当ては

めることはできないのじゃないか。設置基準というのはちゃんとあって、そのことに沿ってやるべきだというのが、これからどんどん私立だとか中学校の場合なんかに出てくるでしょう。そうしたときに、設置基準もなしということになってくれば——今とられているのは補助基準で代行しておるといふことになっているでしょう。みんなそうじゃないですか。補助をするための法律をつくってそれによって全部枠をはめておる、こういうことになっているのじゃないですか。だから、法律のあり方としては逆さまとなっているのですよ。私はこれにばかり時間を食うわけにいきませんので、この点は大変な問題があるということを指摘をして、その次に移りたいと思います。

そこで、私は絞りました。提案者にちよつとお聞きしますけれども、小中学校における適正規模というのは、文部省の言っておるところの負担法の三条一項四号、これに基づく施行令三条の条件を「おおむね十二学級から十八学級まで」、文部省はこういう措置をしています。こういう関係、どのようにお考えですか。

○佐藤(誼)議員 十二から十八という今言つた法律上の根拠が一応ありますが、私たちが知り得る

範囲内といいますが、学者の研究とか、あるいは現場からの声を聞きますと、少なくとも十二から十八以下という線がふさわしいものだというふうに思うわけであります。じゃ下の方をどこへ置くかとなればいろいろ議論の分かれるところでありますが、そのように考えております。

ただ、かし、にわかに十二ないし十八という、ここに持つていくことが困難な現実も一面あるわけです。それじゃ、私たちはこの提案している過大規模校をどこから過大規模校と考えるかということで、提案の趣旨としては、小学校においては二十五学級以上を過大規模の学校、それから中学校においては十九学級以上というようなところに線を引きながら、当面それを解消していくというようなことで考えている、こういうことでございます。

○中西(續)委員 この過大規模校を小学校二十五、中学校十九、これを分離するという根拠あるいは理由は何ですか。

○佐藤諭議員　これはこの法案を提案した最大の理由なんですけれども、過大規模校における非行の問題なり、教育効果が上がらない、生徒指導の手が届かないということとは、先ほどのいろいろなやりとりの中ではつきりしておりますが、特に学校の規模、それから学級の規模が大きくなるに従って教育効果が上がらない、生徒指導の手が行き届かない。

これは先ほどの國民教育研究所の中でも出ておりますけれども、御承知だと思いますが、特にこの点についてはアメリカに非常にすぐれたデータがあるわけです。つまりアメリカの学級規模と学力との關係、クラスとスミスの曲線という有名な曲線でありますが、これはコロラド大学のクラスとスミス教授が、数理統計学の分析法を用いて過去數世紀にわたつて実施された調査研究の結果を分析し、活用できるデータからその傾向を示した曲線である。詳細は省きますけれども、その内容とするところは、学級規模が小さくなるにつれて学習効果が上がる、つまり学力が向上する。これ

はもう今言ったことではっきり出ているわけですね。それは同時に、生徒指導についても行き届いた教育ができるということは常識的に明らかです。ただし、その学級の生徒数が限りなくゼロに近づけばいいのかということになりますと、そうまいかぬと思います。集団の指導の問題があり

ますから。したがって、その辺のところ、アメリカの場合に、全米の教育界で調査したところによりますと、望んでいる最適の学級規模というのは二十九人以下を大体望んでいるんですね。しかもどのくらいの規模かということを見ますと、大体二十人から二十九人規模という、回答した先生方の八〇%がそういう答えをしている。私はこれは大体当たっているのじゃないかと思うのですね。ですから、我々は四十人学級の早期完結ということとを望みながらも、さらに三十人以下に持ってい

く、学級規模を考えます。この辺のところは教育的に非常に重要な観点ではないかということを考えますし、同時に、これは学級規模ということを考えた場合にも同じようなことが言えると思ひます。時間がありまさんから、それにとどめます。

なお、今問題になっている学校規模と校内暴力の発生の関係、これは先ほど文部大臣もちょっと言われましたが、これは文部省調査でも明確なんですね、その相關関係はちなみにちよつと申し上げますと、例えば学校規模が一から十一の場合には発生率が五・七％、それから三十一から三十六学級三五・八％、三十七学級以上は四四・六％という数字がはつきり出ている。これは昭和五十七年度の文部省の調査。しかもこれは六府県、埼玉、千葉その他、このデータがはつきり出ておりますから、そういう点でも、今日の非行を防止するという観点からも、将来、より効果を上げる点からも、学校規模の適正化、この点は追求していかなければならぬ課題だというふうに思っております。

○中西(續)委員　大ざっぱなところはわかりましたけれども、今問題になっておる過大規模校と教

育荒廃は大変な関係がある、こういうふうにいるいなデータが出ていてのではないかと私は思うのです。例えば、教育指導の面においてどうなのか、あるいは人間関係、教員間の話し合いがどうなるかと、あるいは子供の触れ合いだとか、さらにまた運営、施設、特に運営面でどういう問題

が出てくるのか、あるいは今最後に言われました暴力問題等を含めて、非行問題を含めて問題行動がどうなってくるのか、こうした点で提案者がおわかりのところがあればもう少し触れてください。

○佐藤（詮）議員　まず、学校規模の点から申し上げますと、校長のもとで職員が一体化して生徒指導あるいは広い意味の教育指導を行っているわけでありますけれども、それが一つの有機体としてまとまって統一的に生徒指導なり教育活動を行う

ためには、過大な学級を持つ大規模校ではそれが徹底しないということですね。これは常識的にもわかりますけれども、実際、先ほどありました国民教育研究所の研究等についても、まとまった有機的な学校の教育活動ができない、それがひいては一つの学年が一つの学校のような形になってしまふ、したがって学年相互の関連というのは出てこない、こういうことがはつきりしております。

それから、関連して、学級規模の点からいいますと、先ほど申し上げたように、行き届いたしかもゆとりのある教育、しかも今日非行、暴力の問題が言われているときに、私たちは、やはりそういう管理強化よりは一人一人の子供に行き届いた手が差し伸べられるような、そういう適正なクラス員の学級規模がぜひ必要だ。その点では管理強化とか入試の改善と言う前に、当面する四十人学級の実現、さらにその先にある三十五、三十という、これが今日の緊急の教育政策上の課題だということをお私は申し上げたいと思います。

○中西(續)委員　私は、いろいろな資料なんかをずっと見ましても、やはり今一番の問題点は、例えば過大学級がどう子供に投影をするか、この問題につきましても、教室あるいは職員室、運動場、

校具あるいはその他の施設設備、こうしたものが不備のために異常な形態で教育活動を行わなくてはならない、あるいは、局長はさき答弁を避けておるのだけれども、特に都市における子供の遊び場なんかを考えた場合に、設置基準を設けると、急増地域を含めまして、今都市における多くの学校が設置基準を満たされていない。だから、今度は父母の要求が強まってくればその要求に対応できぬという、軍費はどんどん増大はするけれども、こういう点については、まさに教育費などというは無視をされておるというのがわかるから基準をつくらぬのだと私は思っているのです。ここに一番のネックがあるのじゃないですか。だから、こうしたことを考えてまいりますと、この子供の遊び場の問題、あるいはそれを奪われている条件、こういう状況から考えますと、結局、子供同士の人間関係とかこうしたものがつくられようとしても全く困難だという結果が出てくるのではないですか。あるいは教職員と子供との関係、あるいは教職員同士の人間関係、これをつくるのに過大規模のために大変な苦勞をしなくてはならぬ。さらにまた、教育的対人関係がこうして破壊をされていくわけですから、今指摘をいたしました校内暴力の問題、学力低下あるいは精神的な不安定、あるいは非行問題、挙げていくとたくさん問題がそこから派生をしてくるだろう、こう私は考えています。したがって、そうした点で、今特に学級とのかかわりで言われましたね、この過大規模校との関係で、学級が余りにも多いために、それと今度はまた、東京なんかの場合には一つのクラスで四十六人という生徒数の場合が出てきておるわけでしょう。こういうものが複雑に二つ絡み合っている場合に、どのように教育の面で相関的な関係があつて影響が出てくるのか、この点、簡単に答えをください。

○佐藤(議) 議員 それでは、過大規模校が校内暴力とどういう関係があるか。先ほど申し上げましたが、私が指摘したとおりで、規模が大きくなればなるほど校内暴力というものは発生件数が多くなる。これははっきり文部省の調査でも出ておる。これをまず一つ指摘しておきます。

それからもう一つは、その調査をしたときの文部省の担当者は、先ほどちょっと舌足らずでございまして、過大規模校というものがどういふ問題を抱えているか、幾つかの点にまとめておるのです。例えば「過大規模校においては、学年間の交流がほとんど図れず、したがって各学年がそれぞれ一つの学校であるという様相を呈している」とか、「児童・生徒数の割に校地が極めて狭く、過密状態となつていふことから、云々というようなことや、「校長が教員一人一人に、教員が児童・生徒一人一人に目を届かせたきめ細かな教育的配慮を行うことは不可能」であるとか、ずつとあるのです。ですから、このことは文部省がちゃんと調査しているか、把握しておるはずなんですね。この点ははっきり私たちが指摘しておかなければならぬのです。過大規模校の解消は緊急の課題だ。

それから、学級規模のことを言われました。若干ダブリますが、私も先ほど言つたように、やはり学級内でのいろいろな問題、それを排除するということが同時に、適切な教育指導、生徒指導、加えて学力の向上という点からいいますと、先ほど申し上げたようにアメリカのコロラド大学のグラフとスミス曲線で明らかのように、日本だつて同じですけれども、そういうことがはっきり言えるということ。

それから、この学級規模の点でいいますと、日本の場合には今よりやく四十人学級が成るか成らぬかというような状況ですが、これは御承知のとおりでありまして、アメリカのインディアナ州などでは、一年生から三年生に対して大体三十人、それから、九年から十二年になつて三十八人、三十人以下です。先進国はほとんどそういう状況ですから、今よりやく四十人学級に手をかけたなどというのは、GNP世界第二位、先進国でサミットに臨む日本としては大変恥かしい話である。

したがって、まずこの非行、暴力を克服して教育効果を上げるためには、この教育諸条件の整備、とりわけ急増地における適正な学校規模、学級規模をつくるための補助の問題、それから過大規模校の分離、そういうものをやるのが早急の課題であり、四十人学級を実現することは極めて焦眉の課題だということを特に強調しておきたいと思ひます。

○中西(議) 委員 時間が参りましたので、文部大臣に一言だけお聞きしますけれども、今言われました過大規模校、そしてこの過大規模校とかかわりですね、その中で多くの問題が出てくる。この点について、今提案者の方から言われましたような多くのこうした問題について調査をし、まとめられるといひますけれども、これに対する文部省の反省はどういふふうになつていふのですか。この点についての認識とこの点についての評価をどのようにしてあるのですか。

○阿部政府委員 特に過大規模校の問題につきましては、一昨年でございまして、各都道府県の教育委員会あるいは市町村あるいは学校現場の方々、いろいろな方からお話を伺ひまして、問題点というものを認識しておるつもりでございまして、国会の席でもたびたびお答えをいたしました。それに基きまして、とにかく用地難の問題について何か対応したいというところで、五十八年度予算から用地費の補助につきましても新しい制度を設けたというふうなことで努力をしてきておるわけでございます。これはもちろん文部省が、この点は先生がよく御存じのことでございますけれども、金の問題よりはそれ以前に校地の問題、あるいは具体的に土地が見つかるかという問題の方が大きな問題でございまして、そういう点につきまして、市町村の教育委員会等であきらめずに粘り強くその問題に対応してはしいというふうな指導も重ねてまいつておるわけでございます。

また、四十人学級問題につきましても、先生御案内のように、六十六年度までという計画を立て、その実現についていろいろ、本当にできるのかという御質問、御心配等を多々この国会でもいただいておりますけれども、私どもとしては法律の示すとおりに実現を図つていくために最大限の努力をする、こういう対応で来ておるということ、御理解をいただきたいと思ひわけでございます。

○中西(議) 委員 時間も参りましたのでこれで終わりますが、いづれにしましても、こうした法案提案者の意見なりを聞きまして、さらに文部省でこうした問題があるという意識はあるということとは明らかですから、これをどう政策的に実現をするかというものがこれからの大きな課題です。ということになつてくれば、こうした法案が一つの政策的なものとして提案をされておる、そのことが今大変重要だし、また、そのことを今どう実現するかということが財政的な面ということではないかというふうな、言葉じりでなくて受け取つてほしいんだけれども、こういう言い方の方よりでありますけれども、ぜひ具体的にどう施策を進めるかという方針なり長期の展望なりをやはり出していくべきだと、私は行政者の立場からいたしますならばぜひ要求をしたいと思ひます。提案者には、大要内容的にむしろ文部省のしりをたたくような格好になるわけですから、これからまた一緒にこうした問題について追求をしていきたいと思つております。

以上、終わります。

○船田委員長代理 池田克也君。

○池田(克) 委員 公明党の池田克也でございます。

議員立法として提案されて、その準備あるいはまた今日までのさまざまな答弁等の御苦労に對して大変敬意を表しつつ、私どもの立場から、現状の過密教育あるいは大規模校、そうした問題についてお伺ひをしたいと思ひます。

最初に、提案者にお伺ひをしたいと思います。先ほど同僚議員からも質問があり、答弁がございましたが、四十人学級という今までの一つの状況というものをさらに超えて、三十人あるいはそ

れ以下というふうな目標設定をしておられるわけでありまして。先進国の状況も今若干お述べになつたわけでありまして、これは私の個人的なこととして恐縮ですが、私の子供もようやく小学校を卒業してこしし中学へ入りまして、卒業式などへ行つてみますと現状は三十八人でございました。状況によつて全国かなりまちまちであらうと思ひます。次第にそういう状況が自然と申しましようか人口移動によつてそういう地域も出てきています。また一方では、人口急増地域に大変多くのお子さんが集まつて、私の地域でも校庭にプレハブを建てて大変な授業を展開しているところもあるわけでありまして。

そこで、こうした法案が提出をされてきておるわけでありまして、子供の数と学力の相関関係、これは一般論としては私はわかるわけでありましてけれども、科目ごと、例えばこの科目はとりわけ少ない方がいい、この科目はまあまあだという、学力と一般に言いますけれども、科目とか学校行事とか、さまざまな分野についてそこに少し変化があるんじゃないかという気がするわけでありまして。諸外国の例などをお調べでありますので、もしできればそうした科目問題なども含めて御答弁をいただければありがたいと思ひわけでございます。

○佐藤(護)議員 学級規模と学力との関係、さらに突っ込んで学科の問題まで言われましてけれども、そこまで突っ込んだ資料は私は手元にはありません。ただ、国際的によく比較されるのは数学ですね。ちょっと話は余談になりますが、日本の場合にはこの数学の平均的な学力は高いのですね。しかし、それは頭がそろっているというところであります。すぐれた者や劣る者との関係からいいますと、諸外国の方は凹凸がある。すぐれた者は物すごくすぐれている。こういうデータの違いがある。この辺のところを我々がどう考えた方がいいのか。これは学級の規模、指導のあり方、あるいは今日議論になっている画一主義と自由主義、自由化、この辺の問題を全体的に考えなければならぬ点だろつと思ひます。ただはつきりしているのは、学級規模と学力との関係、先ほど挙げましたグラフとスミスの曲線というのを見ますと、私の手元にあるものでは学力は上がらないのです。二十人以下ですと学力が上がつていくのです。これは一つの集団をなしますから、一人であればなお上がるかということになります。その辺は難しいところなんですね。したがつて、学力との相関関係からいっても、アメリカの教師の皆さんは、二十九人以下、大体生徒指導を集団として扱うためには二十人くらいこのところの範囲が適切ではないか、学力との相関関係は、もちろん一つの小集団として行き届いた生活指導を行うという点から、そういう総合的な判断をアメリカの先生方はあらわし、統計的にはつきり出ているということなんです。日本の場合には、過大規模がどのような悪影響を与えるかというデータは、先ほど申し上げたような昭和五十八年の文部省の調査にありますが、今申し上げたような学級規模と学力、あるいは生徒指導の集団としてのあり方、この辺のデータが不足しているのじゃないだろうかというふうに私は思ひます。

○池田(克)委員 ありがとうございます。私たちの党の中で、学級規模についていろいろ議論をしております。まあ素人の意見が多いと思ひますけれども、私もどつちかというふうに思ひますけれども、小学校の低学年、一年生あるいは二年生などは、非常に少ない学級規模での教育が一つ必要であらう、それから高学年も、学科内容がかなり細かくなつてまいりますので、これも必要であらう。特に五年、六年などは、私どもの政策の中では、中学校で行われているように教科を担任する。今小学校では全科を担任しておられますけれども、五年、六年などはそうした点で教科を担任するということがあつていいんじゃないか。一、二年は割と細分化して担任をして、五年、六年はまた細分化して教科を担任する。真ん

中はかなり集団的な勉強というものもあるのじゃないか。一律に一年生から六年生まで規模はこれこれというのが今までの状況なんですねけれども、変化があつてもいいんじゃないか。中間的な案もあるのですけれども、こういう御研究をされたことがあるでしょうか。急なことで恐縮ですが、率直な御意見を伺えればありがたいのです。

○佐藤(護)議員 答弁は極めて私見にわたりますけれども、小学校の場合に、一人の教師が一年から六年まで全教科を持つというこのことは是非はやはり研究してみなければならぬのではないかと。低学年の場合には、どちらかというと育児を含めて学習させるということになりますからそれはいいと思ひますが、やはり五年、六年になりますと特徴が出てまいりますから、そうなりますとこれはどうかと思ひますが、専任的な教科、そういう分野については、学級担任の方ではなくてそういう方が教えるということがあつてもいいのではないだろうかというふうに思ひます。

ただ、私は諸外国の中でも社会主義の国なども行つてまいりましたが、こういう共通した学科なりを教えることと同時に、その子供の特性をどう伸ばすか、このことに随分留意をしております。したがつて、放課後などそういうグループを全部つくつて、例えば技術、絵、ダンスとかそういうものを専門的に指導しているのです。ですから、子供のときから基礎的な勉強、基本は人格の完成、その上であつて個性の尊重と個性をいかに伸ばすか、このバランスをどうとるかということ随分腐心しているようでありまして、日本の場合にはそういう点が、受験体制という、しかも知育偏重のテスト教育ということの中にどうしてもくくられてしまつています。こういうところが子供の成長なり子供の個性の尊重、発展という点からやはり問題にすべき点ではなからうかというふうに考えます。

○池田(克)委員 貴重な御意見、大変ありがとうございます。私も政界の組織を各地域に編成しておりますし

で、この規模についてもいろいろ議論をするところなんです。何人が適当なのか、多くても行き届かないし、余り少ないと元気が出ないという面がありまして、いろいろ頭を痛めるのですが、実験的に担当を複数にしたことがあるのです。そうすると、相談しながらいろいろ進みます。片方には厳しい人がいて、もう一人の先生は優しい人がいる。双方おもしろい取り合わせの中で、組織編制あるいは組織のリードというものが進むという経験がありまして、これからの学級編制の中で副担任という考え方を、教室の規模ということもあると思ひますが、実際、教室を経営していらつしやる学校の先生の立場の中から副担任な人という考え方は今後あつてしかるべきなのかな、私も非常に素人考えなんです。この辺については、私見で結構ですが、佐藤先生の御意見が伺えればありがたいのです。

○佐藤(護)議員 現場に即した発想と御質問だと思ひますので、私はやはりこういう文教委員会の中에서도そういう議論をするべきだと思ひます。そういう点で非常に貴重な御質問をいただいたなと私は思つております。

子供を考へるときに、教師というのは最も重要な教育環境の一つですね。その場合に、学校があるいは教師集団が全体としてまとまつてそれぞれ子供に当たるといふことは基本的に重要だと思ひます。

〔船田委員長代理退席、委員長着席〕

しかし、同時に、個性を持った教師が一人の子供にいろいろな角度からぶつかつていくというか、こういう点もまた重要だと私は思ひます。ですから、そういう点からいいますと、今たまたま先生は複数の担任制というのを言われましたけれども、私はやはり考えられる一つの方法じゃないかなというふうに思ひます。ですから、そういう点では、特定の子供に対しても教師集団がまとめて教育に当たる、しかし、個性を持った教師がいろいろな角度から子供を育てる、そういう点があつていいのではないかと。

それから、私、学級のことを考えますと、どうしても子供の個性ということよりは、先ほど言ったように進学とかテストとか偏差値、こういうところにくっつきやうものですから、どうもおもしろくない均一化された子供が出てくる。こういう点を考えたときに、学力の点からいっても、その子供の能力、個性を尊重する、伸ばすという点からいっても、いろいろな触れ合いがあつていいのではないか。今の非常に大きな教育の問題点は、そういう画一的なものにくくと同時に、子供をばらばらにしてしまふ、協力する体制をつくらない、テスト主義なり偏差値、序列をつくる、それがやはり子供を孤立化させてしまつたり、そういう問題につながつていくのではないかということ、今先生が指摘された御質問というのは、教育現場にとっては非常に重要な指摘ではないかというふうに私は思います。

○池田(元)委員 大変ありがとうございます。これからのいろいろな時代の変化に伴つて、母親の声あるいは父親の声等が具体的にこの場で議論されるようにお互いに研究していきたいと思うのです。

きょうは大臣も御出席です。今提案されている二つの法案についての大臣の御所見を伺いたいです。あわせて、恐らく政府としてもよりきめの細かい教育をしよう、私はその意図は十分あると思うのですが、問題は、財政の問題と絡んで難しいところだらうと思うのです。過大規模校は相当数残つておりますが、この解決が進まないのはやはり用地難であるというふうに私は理解をいたしております。

私の地域の隣に川崎市というのがございますけれども、建築の業者さんなんか話を聞いてみますと、学校が十分に用意できないのでここに許可できないという話もあります。あるいはまた、その学校の何らかの費用のために建築費から若干のそうした資金というものを地方自治体に出すという話も聞いております。現実には次々とそうした開発が進んで子供たちがふえてくる、行政としても

予測がなかなか難しい。片方では、住宅難の状況の中からそうしたものが次々と展開をされていく。この教育と住宅事情、そして都市の郊外化というのとはなかなか大きな課題でして、単に文部省だけの問題ではない、国土庁あるいはまた大蔵省、さまざまな官庁が総合的に議論していかねば解決しない問題だというふうに私は思います。六十一年度予算において過大規模校について用地取得費が補助できるように抜本的な対策を講じていくべきではないか。六十年までは一応のめどがついてはいるようですが、一応の区切りとして、これからの問題があるように聞いておりますが、その辺についての御所見を伺えればと思います。

○松永国務大臣 議題となつてはいる法案につきましての考え方はどうかという御質問でございますが、先刻も田中先生の御質問に対するお答えとして申し上げたわけでありますけれども、私どもとしては、児童生徒急増に対処するために、小中高等学校の施設の整備、それから過大規模校の解消につきましてもできる限りの努力をしてきたところでございます。

御提案の二つの法案につきましても、私どもの評価あるいは見解をいたしましては、教育条件を改善しようとする意図に基づいて御提案と思ひますので、御提案の意図は理解できます。しかし、多くの追加財政需要を生じるわけでありまして、これをどうするかという問題が一つ。それから、高等学校の用地取得費について補助制度の創設という問題でございますが、義務教育でない高等学校の用地取得費について国が補助をするという制度をつくるということは、現行の国の補助制度の根幹にかかわる問題であります。これは国全体の問題でありますので、容易に了承することは難しい問題だ。

三番目には、補助率のアップの関係でございますが、現行の補助制度との均衡が著しく損なわれるという問題点がある、こういうことでござい

それから、義務教育施設法の一部改正法案でございますが、これは、現行の厳しい財政状況のもとで、法律上新たな補助制度を位置づけるということになることは非常に大きな問題がある、こういったことでありますので、提案の意図は理解できますけれども、文部省といたしましては、同法案とも賛成することができない、こういう結論に実はなるわけでございます。

過大規模校、これは先生御承知のとおり、過大規模校の分離につきましては、分離による学校建設のための用地取得費につきましても、急増地域の用地取得費を拡充して一定の要件のもとで分離に伴う校地取得費について補助を行つておるわけでありまして、そうした補助制度も実施したということもございまして、年々過大規模校の解消が進んでおる、我々は今後ともその政策を進めてまいりたいと考えておるわけでありまして、なお、このことにつきましても期限が来るわけでありまして、けれども、その時点で諸般の事情を十分考慮して適切な対応をしていきたい、こういうふうにかえるわけでありまして。

なお、過大規模校を分離した場合にはいろいろな問題が起こつていくようでありまして、新しくできた学校に行くようにと学校の指定を受けた場合に、どうも自分が行きたくない、元の学校に行きたいんだということ、地域でいろいろなトラブルが起こつていくという実情なのであります。それから、せっかく分離のための新校舎ができましたけれども、実際には地域の住民が必ずしもそれを望まないでなかなか新しい学校に行かない、そのことから生ずる紛争をそれぞれの市町村、市町が大部分と思ひますが、できるだけ速やかに円満な話し合いで解決してもらいたいものだと思つておるわけでございます。

○池田(元)委員 高校生の問題が今お話に出ましたけれども、昭和六十四年にピークがやってくると言われておりますが、さらに急増していくと見込まれております。この急増対策としての高校新増設の補助の期限が六十年で切れるわけであり

ますが、これは六十一年度以降も継続されていくと考えていいのでしょうか。

○松永国務大臣 高校新増設に対する補助制度は、先生御指摘のとおり六十年で切れるわけでありまして、六十一年度以降の問題につきましては、各都道府県の対応策を踏まえた上で私どもとしては何とか延長に持つていきたいという気持ちがあるわけでありまして、関係方面の意見を聴取した上で適切な対応を図つてまいりたい、こう考えておるわけでありまして。

○池田(元)委員 文教予算の一般論としてお伺いしたいのですが、私は予算は単年度主義であるということはよく承知をしております。しかし、教育的な観点から考えますと、毎年毎年の処置ということもありますが、親の側から見ますと、これから自分の子供が何年か先はどういうふうな学校が用意されてどういう教育を経て社会人になっていくのか、かなりお金をためたり、あるいは子供の進路を考えたり相当な見通しを持つて当たつていふところなんです、そうじゃない人もいますけれども。学齢期を迎えて、特に小学校から中学へ行くあたりは、親としては先について非常に不安を持ち、この地域にいたのではなかなかいい学校に入れないからとか、いろいろ家を買つたり引っ越ししたり、都道府県の高等学校の状況とか通学の時間とか、さまざまな問題を含めて家庭では考えているわけです。むしろうちの中の一歩の話題は、子供の学校と家計がどれほど支出できるかということであるというふうな言われておるわけで、私どももそうした懸念などをいたしますと、真つ先にそういう話が出るわけでありまして、したがって、予算の処置として、教育に関しては制度的に格別の意味合いを持つて、かなり先に向かつての処置というものをしていくべきではないか。臨時教育審議会の方でもそういう議論があるのかなと思つておりましたが、その点は余り触れられていないように私は思つております。

教育の場合には、教育荒廃ということが言われて対策法みたいなになっておりますが、日本の財

政需要の中から産業というものをいれ、今日までやってまいりましたけれども、その一つのひずみのようなものが教育に出てきてしまつて今日こういう事態を迎えたのではないかと。財政投融資の計画なんかでも、産業的なものは一つの目標を終えたみたいな感じもいたしますし、新聞の社説なんかでもそうしたことが指摘をされております。私は、ある意味では四権分立、教育権を独立させるなどという議論もかつてあったように、予算の単年度処置をもう少し長期的な展望の上に立つて考えるような議論があつていいのじゃないかと思つておりますが、大臣の率直な御所見を伺えればと思つたのです。

○松永国務大臣 今先生のお話の中に、小学校の子供を持つてゐる親が、中学校に進む段階になつた場合に、この中学校に行つておつては希望するような高等学校にはなかなか入れない、ならば転居していいわゆるいいと言われる中学校に入るようにしたい、こういったことを考えているという議論をしたりあるいは悩んでいる親がいっぱいあるという御指摘でございました。こういう問題はいろいろ世間でも議論のあるところでございまして、ただ、だからといっていわゆる越境入学などが慣例化してくれば、教育行政はやりにくうございます。根本は、地域の父母と学校とが協力し合つてよりよい学校にしていこうということが大事だろつと思つます。父母の側で、義務教育である中学校について学校選択の自由があるというふうにするには、実際問題として行政の立場からすればなかなか難しい問題でありまして、そのことよりは、地域の人々と学校、特に教師とが相互に連絡をとりながら協力し合つて、地域の父母が満足してくれるような学校をつくり上げていくということが大事であらうと思つます。

なお、予算の関係でございしますが、先生御指摘のように、文教施策の推進に当たつては長期的な観点からの配慮が必要ではないのかということ、私は、私どもも同感でございまして、したがつて、文教施策の推進をしていく上ではそういう観点に立ちながら努力をしてきているところでござい

ます。例えば幼稚園振興何年計画というのを一応立てまして、それに基づいて予算の確保を年々確実にやつていくとか等々のことをやつておるわけでありまして。ただ、予算そのものは、我が国の予算の立て方が単年度主義ということになっておりますので、この原則を見直すということとは、国全体の予算制度にかかわることでございますので、慎重な検討が必要だと考えます。いづれにしても、我々としては、財政事情がまことに厳しい折ではありますけれども、文教施策を進めていく上で必要な予算を確保するよう今後とも最大限の努力を続けてまいりたいと思つておる次第でござい

ます。○池田(克)委員 おつしやる趣旨は私もよくわかるのです。今日財政が非常に厳しいという状況を考えますと、景気がいまひとつというところなんです。私予算委員会でもこれは議論したのですが、景気がよくない理由の一つに教育投資もあるのじゃないか。非常に教育経費がかかるために家計の中ではとても家を買つておるまで手が回らないとか、これはずっとフローしているお金のことである。しかし、そういう考え方に立つて見るならば、ちょうど一番購買力のある家計が子供のために非常な出費を強いられる。学校経費だけではなしに、予備校であるとか塾であるとか、さまざまの出費が家計から出されてしまつて、結局それが消費の抑制効果を持つてしまつたが、それが税収もなかなか上がつてこない。一つの循環形態として、教育の家計出費をもつと深刻にとらえて、これをどこかでとめていかなければならぬ。そのためには国が思い切つた一建設公債というものは建設の場合にありまして、これは物が残つていくから今日まで認められてまいりましたけれども、教育は物が残らないといふわけでありまして、それは教育に置かれてゐるわけでありまして、そうした点から考えるならば、財政が厳しい厳しいと言つていたのではないつてたつ

てもこの問題は解決しないのではないかと。これだけ関心を持たれた臨時教育審議会の答申が出、これから具体的に着手するに当たつて、財政支出が厳しければ何らか別の方法で、民間活力を投入するにしても、そうした債券などの問題も含めまして教育と経費の問題というのをひとつ大々的に議論の場へ上げて、文部大臣と大蔵大臣がひざ詰めでこの問題を協議されて、そして明年度の予算の折衝などは、臨時教育審議会からの答申を受けて、恐らく今日までの長い教育の歴史の中では一番重要な文部大臣と大蔵大臣の予算折衝の場になるのではないかと、そんな意味も込めまして、文部、大蔵両大臣でこの財政支出の——今年年度主義をいかに何かの長期的なものを方向としてはお考えだといふ答申でございました。予算折衝の前に文部、大蔵両大臣のこれからの財政支出についての意見の交換というものがあつてしかるべきじゃないか、こう思つてゐるわけですが、御所見を伺えればと思つます。

○松永国務大臣 先生御承知のとおり、六十年年度の文教予算については、深刻な財政事情のもとではあります。四十人学級の推進、私学助成の確保、科研費の充実、留学生事業の拡充等々、文教政策上必要な予算は、国の財政事情は厳しゅうございまして、所要の措置が行へたわけではござい

ません。来年度の課題でございしますが、概算要求の時期が間もなく来るわけでありまして、昨年以上の深刻な財政事情でございまして、相当の苦勞が要るだらうというふうに考えておりますが、まだ具体的な概算要求をする段階ではありませんが、来年度の文教予算について具体的に申し上げることはできる段階ではないわけでありまして、しかし、いづれにせよ私どもとして、種々の文教施策の遂行について必要な予算の確保充実に最大限の努力をしていく考えでござい

ます。また、そうした予算の確保充実に上から必要がある場合には、臨時財政当局に要請等を行つてまいりたい、こう考えておるわけでございます。

○池田(克)委員 ありがとうございます。時間が短いので十分議論を詰めるわけにはいきませんが、これからはさうにまた私も勉強させていただきますと思つます。提案者の御苦勞に対して敬意を表しながら、質問を終わらせていただきます。

○阿部委員長 山原健二郎君。

○山原委員 今回の児童急増地域施設の整備法、衆法八号、それから義務教育施設費国庫負担法、衆法九号ですが、これを提案されたことが、今日の教育のひずみやあるいは荒廃を防ぐ意味で最も焦眉の問題として非常に重要な時期に提案されたということにつきまして、全く當を得たものであるというふうに思つます。特に、今までもこの問題は提起をされてきたけれども、今度はいよいよ臨時教育の答申が目前に迫つておりますが、その中でまだ成案を見ておりませんけれども、新聞の情報で見ると、臨時教育においては、例えば定数は正の問題であるいは施設整備、教育条件の整備の問題についてはほとんど触れていないように思つます。検討するということになつておりますし、また、この前の四月二十四日の概要報告によりますと、将来の展望を持つてというふう

に書かれておられて、焦眉の問題として本當に切実にこれをとらえていかうかどうかが、この法案が提起されたことは、今までも一層重みを持つておると思つます。その意味におきまして、最初に、提案者の佐藤議員にお考えを伺いたいのですけれども、臨時教育との関係で本當にこれは実現しなければならぬのだというお気持ちで出されたと思つますが、その辺のことについて一言御意見を伺いたいのです。

○佐藤(諒)議員 臨時教育とのかかわりを中心に質問されておるわけですが、今の臨時教育は、六月二十六日に第一次答申をなさる予定になつてゐるわけですが、我々が知る限りではどうも国民の期待に十分こたえ得る方向には進んでいないの

ではないか。これは新聞の論調やあるいは調査でも明らかですね。私はあえて言わせてもらおうならば、机上の議論が多過ぎるのじゃないか。したがって、教育現場のきつちりしたデータに基づいた議論もなければ、教育現場の実態を押さえた議論でもない。とりわけ、今もありましたけれども、そういう理念の論争と同時に、それを具体化するための例えば教育の諸条件をどうするのか、その財政の裏づけはどうなるのか、こういう議論が、これからはなされるかもしれないけれども現在までにはほとんどなされていない。本日にそれを教育現場に生かそうと思うならば不離一体のものなんでしょう。だから、そういう点から言うと極めて問題であり、今指摘されたような今後二十一世紀に向けての教育のあり方、当面する教育荒廃を克服して国民の教育改革への期待にこたえるということになりますと、いろいろございすけれども、先ほどから議論されているような急増期における施設設備の充実、それからまた過大規模校の解消、そして一学級定数を少なくしていく、当面四十人ですね、こういうことを急ぐことがまず先決ではないか。それは教育荒廃をなくしていく、教育効果をより高めていく最も基礎的な条件だというふうに私は考えておりますから、そういう観点からの一助として、この法律案も緊急焦眉の課題を解決するという点で提起しているものであります。

○山原委員 私も本当に同感でございまして、この問題に臨教審がほとんど触れないというようなことで教育改革などと呼べるのかどうかという疑問すら持っております。その意味でこの法案の重要性をひとしお今日痛感をいたしております。次に、ちょっと義務教育から話がそれますけれども、高等学校の生徒の急増、急減の問題です。高等学校の入学者は昭和六十四年度に全国的ピークを迎えるわけですが、その段階で現在よりどれだけの生徒数が増加するか、文部省にお伺いしたいのです。

○阿部政府委員 高等学校の生徒数の見込みでございすけれども、各都道府県において御推計い

ただいたものを踏まえながら、全国的な数字というふうなことで検討いたしますと、これは在学者数ではじいておりますけれども、昭和六十四年度がピークになりまして五百六十五万、それに対して現在、昭和六十年年度は五百十八万というところでございますので、四十七万の増というところが見込まれるということになるわけでございます。これは在学者数でございます。

○山原委員 その急増に対して、文部省としてどういう対策を持っておられますか。

○阿部政府委員 高校生の増加の見込みというのはただいま申し上げたわけでございますけれども、そういう形で六十四年度まで増加をいたしまして、六十五年以降はまた急減をしていく、こういうような状況にあるわけでございます。

高等学校のこういった状況に対する対策につきましては、各都道府県が第一義的にこの問題を担当しておるわけでございますけれども、各都道府県におきましては、公立学校と私立学校とのバランスの問題というものを考えながら、全体の入学者の見込み等を考慮し、そういった中で公立学校のシエアの分につきましては、各都道府県の教育委員会がその後の急減期の状況も踏まえながら、高校の新増設で対応する、あるいは既設校について学級増をする、さらには一部のものについて一学級の定員増をするというふうな、いろいろな形でこれに対処しておるわけでございます。

公立高等学校の新増設に要する経費というのは、従来は地方債それから地方交付税によって財源措置をされてきたわけでございます。今回のいわゆるベビーブームの前の第一次のベビーブームの時期にはそういう形のままで対応したわけでございますけれども、今回につきましては、高校急増の実情その他諸般の状況を考えまして、昭和五十一年度から一定の要件のもとに臨時的な措置としての国庫補助を行うというところを行ってまいっておりますわけでございます。各都道府県の整備計画に

を行うという措置を行ってござるところでございます。昭和六十年年度の予算につきましても、全体の予算を相当削減という中にございまして、この関係の経費につきましては前年同額、二百一十二億という金額を計上して対応するというところにいたしておるわけでございます。

○山原委員 高等学校の生徒が激しい入学試験をくぐり抜けて学校へ入って来ると、過密学級で勉強しなければならぬという状態に置かれておるわけですね。これに対して、急増するが急減をするというところを見越して、結局、一過性のものとして一クラスの定員増あるいは私学へのし寄せというふうな形で乗り切る結果になりはしないか。今局長のおっしゃることを聞きましたも、確かに心を配っておられることはわかりますけれども、しかし、文部省の対策としてはやはり不十分ではないかというところを痛感いたします。特に東京などの場合を見ても、四十五人ばかりでなく四十九人以上の学校が三分の二を占めているとか、あるいは五十四人のクラスができておるとかいうようなことで、大都市において大変なひずみが出てきておるわけで、これでは行き届いた教育といったところでとてもできるものではないわけですね。特に成長期にある高校生ですから、かけがえのないこの時期をそういう状態に置かれるというところは果たしていいのかという点を指摘しておきたいのです。文部省としては学級定数法で

高等学校の場合は例外規定があるということございすけれども、しかし、それはあくまでも不測の事態、例えば新しい団地が生まれたとかあるの増というのは予測されないことではないわけですね。それに対して不断に手を打っておくというのが行政のあり方ではないか、そして同時に、急増、急減の時期がやはり高等学校のクラス四十人とかあるいは三十五人の実現を可能にするいは絶対のチャンスではないかというふうに私は考えるわけでございます。そういう意味で、文部省として大きな構えでこの問題に対処してほしい

と思うのですけれども、この点についてはいかがですか。

○阿部政府委員 ただいま先生のお言葉にも出てまいりましたように、高校標準法にはやむを得ない場合を除き四十五人という規定になっておるというわけでございます。これを盾にして、したがって幾ら入れても構わないんだというふうなことを申し上げるつもりはないわけでございますけれども、しかしながら、やはり現実に実態として考えました場合に、急増をしそしてその後急減をしていくというところを考え、そういう急減後の状況というもののについての対応を考えた場合に、すべてこれをどこかに学校を新設しなければならぬということと縛ってしまおうというふうなことも、大変現実的には難しい問題だと思っております。ございまして、私ども、都道府県がそれぞれの実態に応じて大変苦吟をしながら対応しておられるというところをよく承知をしておりますだけに、やむを得ないことではなからうかというふうに思っております。

東京都のお話もございましたけれども、東京都の場合も四十八人ぐらいをいわば定員増の限界としておられるようございまして、たまたま今年度は、毎年私学へ抜けていられる生徒の数が大変多かったというふうなことから、その程度抜けるであろうという推定をしたところ、ことしはいわゆる歩どまりが意外に高かったというふうなことで、大変見込み違いが出てきたというところの結果であるというふうな説明も東京都から受けておるわけでございます。いすれにいたしまして、こういう中で各都道府県が最大限適切な対応をしていただくように希望し、そして学校の新設をするという関係の補助につきましては、十分要望にこたえられるだけの対応を文部省としてはしていくというところでございすということで、御理解をいただきたいと思います。

○山原委員 いすれにしても困難なことは重々わかっておるわけでございますけれども、ここで教育に対する考え方ですね、文部省としても今日の

財政事情の中でそれは難しいことはわかり切ったことですが、でも、日本の教育がそれでいいのかという問題になってくるとまた別の問題でござい

す。次に、マンモス校解消の問題についてですが、これも確かに困難な問題ですけれども、マンモス校の弊害についてはもう論をまたないわけで、文部省は五十九年、六十年の二年間で約五十校分を解消するという計画を立てられたわけですが、それは現在どのようになっているでしょうか。

○阿部政府委員 マンモス校解消問題につきましまして、先生御承知のことでございますけれども、念のため申し上げさせていただきますと、一般的には急造用地の整備費補助、それから急造関係の建物の補助という、用地、建物の両面の従来からあります補助制度で対応してきておるわけでございまして、それによって対応しております数が、年々大体三百校ぐらいずつ分離、新設というものについて対応してきているということが基本にあるわけでございまして、そして、それに加えて、五十九年、六十年には、さらに従来の補助基準に該当しなかつたものについて約五十校分を新たに補助基準を拡大いたしまして補助の対象に加えるという措置を行ったわけでございます。そういうことで五十九年に予算措置等も講じたわけでございまして、実績といたしまして五十九年度一年間にできましたものが二つの市で二つの小学校でございまして、これは、五十九年度にいわば市町村等から見れば突如としてそういう補助制度ができたわけでございまして、これまでは補助資格がないと思つてあきらめていたものが急に補助資格が生じたということになるわけでございまして、事務の性格上、それから用地を見つめる、あるいは地区の住民の同意を取りつける等々のいろいろな難しい課題がございまして関係上、恐らく分離は検討していても、具体的に用地を購入いたします、そのための補助金を下さいという段階までは至らなかったものだろう、こういうふうに理解しておるわけでございます。そういうことで

ございまして、いずれにしても、この制度が六十年年度までは適用されることになっておるわけでございまして、六十年年度につきましては相当数の補助申請が出てくるものと期待をいたしておるところでございます。

○山原委員 六十一年度以降については何か計画を持っておられますか。

○阿部政府委員 現在実施されております急増対策の用地費補助制度、これは六十年年度までの期限措置ということで財政当局との了解のもとに実施をしまつたものでございまして、六十年年度をもちまして、先ほど申し上げましたように、毎年三百校程度に補助をしておつたというその制度そのものの本体が切れることになるわけでございまして、私どもの方といたしましては、この切れた時期に、六十一年度以降はその取り扱いをどうするかという問題と、急増対策だけではなない、ほかにもある大規模校解消問題というのをあわせて検討し、対応措置を考えたい、こう思つておるわけでございまして、いずれにいたしまして、夏の概算要求の時期までまだ時間がございまして、十分対策を練つてまいりたいと思つております。

○山原委員 五十九年五月現在でいわゆる三十一クラス以上のマンモス校というのは、小学校で千二百四十八校、中学校で五百九十校ということとで、今局長おっしゃいましたように、用地の取得の困難とかいろいろ問題があることは私も知つております、これを全部が全部解決するということはもう相当の困難が伴うということはわかりますけれども、しかし、これまた常時努力をしなければ問題の解決にはならぬわけでございまして、この点、文部省としても一層の努力をお願いをいたしたいと思つております。

最後に、この補助金の問題と絡みまして、これは文部省の方へ通告しなかつたのですが、一つだけ、気になることもありますのでお伺いします。

いわゆる東京都中野区の準公選の問題に絡みまして、御承知のようにこの準公選は第二期目に入つておると聞いております。これについて三月二十二日に文部大臣が談話を発表しておられますが、その談話の中に、「今後とも、準公選制の是正を強く指導していく所存である。」と述べておられます。これは具体的にどういうことを指しておるのかお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○松永国務大臣 東京都の教育委員会に対して、中野区の教育委員の選任手続が法に基づいてなされるよう指導をしていきたい、こういうことでございまして。

○山原委員 いわゆる文部省として持っている指導助言という意味だろうと思つていますが、準公選制そのものの功罪、あるいはこれについて法的にどううというふうなことをきょう議論するつもりはあられません。むしろ、開かれた教育とおっしゃるならば、また教育基本法十條の精神からいけば、国民に直接責任を持つという考えからいけば、文部省の持つておる態度に対して、もちろん私も反対でございまして、しかしそのことを今論じているのではありませんが、この強く指導するということの中に、例えば補助金を削減するとかいうような制裁措置まではまさかお考えにはなつていないだろうと思つておられますけれども、いわゆる指導助言の立場だろうと思つておられますが、そういうふうな理解してよろしいでしょうか。

○阿部政府委員 この問題と直結して補助金を削減するとか国庫負担金を削減するとか、そういうふうなことを考へておるわけではございません。ただ、補助金の中にはいろいろな各地区の条件を見ながら考へていかなければならないもの等もございまして、すべての都道府県、市町村等に、特に奨励補助金等の場合に、一律に配つておるわけではございませんので、すべてが一律というわけではないと思つておられますけれども、この件に關していわゆる懲罰的な意味でどうこうというふうなことを

考へてはおりません。

なお、もちろん、大臣からもお答えいたしましたように、都道府県教育委員会を通じての指導と申しますか、いろいろな機会をつかんで今後とも続けていく必要がある、かように考へております。

○山原委員 「教育は、不当な支配に服することなく」ということで、行政の介入は禁止しているわけですね。そして、行政の行うべきものは条件の整備であるということがあつたわけでございまして、私は、このことに関して一地方自治体の動きに対して制約的措置をとるとするのは当然誤りであると思つておるし、まして補助金をカットするなどということはあり得ないことだと思つております。今の答弁ではば内容はわかりましたが、そういうことはなないように、その是非についての論争はもちろ結構でございまして、そういうことはすべきではないというふうな考へておられますので、この点を私自身の考へで申し上げておきたいと思つております。

最後に、提案者の佐藤議員にお伺いしますが、この提案された二つの問題を含まれて幾つかの法律案を提案されておるわけでございまして、これらについては、先ほどのお話で、焦眉の問題として早く決着をつけたいというお話がございましたが、そのように理解をしてよろしいでしょうか。そのことを伺ひまして、私の質問を終わりたいと思つております。

○佐藤議員 先ほどからずっと質問、答弁のやりとりの中で明らかになりました、まさに緊急焦眉の問題であります。これは先ほどから申し上げておるような両面がありまして、今日の非行、暴力の克服、より教育的な成果を上げる、しかも地方自治体に対する財政負担を軽減する、こういうことのために提起をしておりますので、これは御承知のとおり環境にありまして、ぜひ早急にこの法案を通して施行されることを望んでおります。したがって、この法律案について本日は採決

をしていただきたい、このことをぜひこの場からも御要請を申し上げたいというふうに思っております。

以上です。

○山原委員 もうこれで終わります。提案者、どうも御苦労ございました。

○阿部委員長 午後一時三十分には再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十八分休憩

午後五時四分開議

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。松永文部大臣。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○松永国務大臣 このたび、政府から提出いたしました私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

私立学校教職員共済組合の年金制度については、共済組合設立以来、国公立学校教職員の年金制度に準じて、その充実を図ってまいりましたが、近時、人口の高齢化の進行等により年金制度のよって立つ基礎そのものに大きな変化が生じております。

このような社会経済情勢の変化に対応し、長期的に安定した年金制度が維持されるよう公的年金制度全般にわたる見直しが必要となり、政府としては、制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るため、公的年金制度の一元化を展望しつつ、その改革を推進することとしたところであります。

今回、提出いたしました法律案は、私立学校教職員共済組合の組合員等についても、国公立学校の教職員と同様に、国民年金の基礎年金の制度を適用することとし、同時に、共済年金制度における給付と負担の長期的均衡を確保するため、給付水準の適正化を図る等の措置を計画的に講ずることとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、共済年金制度に基づく給付は、原則として基礎年金に上乗せして支給する報酬比例年金とし、給付の種類としては、退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金等といたしております。

第二に、長期給付の給付額の算定の基礎となる平均標準給与月額、組合員であった期間の全期間平均の標準給与の月額としております。

第三に、長期給付の支給等に関する事項については、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案における該当規定を準用することといたしております。

このことにより、共済年金の年金額については、厚生年金と同様の算定方式による厚生年金相当部分の年金額に、その二割に相当する職域年金相当部分の年金額を加えたものをもって年金額とするほか、支給開始年齢については、経過措置を短縮し、昭和七十年から六十歳となるようにいたしております。

また、退職共済年金について加給年金制度及び低所得者に対する在職中支給の制度を設け、障害共済年金について事後重症の制限期間を撤廃し、遺族共済年金について給付率を引き上げる等の措置を講ずるほか、公的年金の併給調整の実施、所得制限の強化等を行うことといたしております。

さらに、既裁定年金の取り扱いについては、改正後の年金額の算定方式に類似している、いわゆる通年方式により算定した額に改定することとしたしておりますが、従前の年金額はこれを保障することといたしております。

なお、年金額の改定方式については、消費者物価による自動スライド制を採用することといたしております。

第四に、共済年金の給付に要する費用については、使用者としての学校法人等と組合員との折半負担とすることとし、国庫補助については、基礎年金拠出金の三分の一とすることといたしております。

第五に、共済組合の組合員等に対して基礎年金制度を適用するため、国民年金法等について、所要の改正を行うことといたしております。

最後に、この法律の施行日につきましては、各公的年金の制度改正と同様に昭和六十一年四月一日といたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○阿部委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○阿部委員長 次に、請願の審査を行います。

本会期中、本委員会に付託されました請願は、本日の請願日程に掲載してありますとおり八百四十四件であります。

本日の請願日程を一括して議題といたします。まず、審査の方法についてお諮りいたします。

各請願の内容につきましては、文書表等により既に御承知のことと存じます。また、先ほどの理事会におきまして慎重に御検討願いましたので、この際、紹介議員からの説明の聴取等は省略し、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○阿部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

お諮りいたします。

本日の請願日程中、第二六七、第二六八、第三

二二、第三六七、第五二三、第五三一、第五四三、第五七一、第五八三、第五八七ないし第五九八、第八三八及び第八三九、以上の各請願は、いずれも採決の上、内閣に送付すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○阿部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

ただいま議決いたしました各請願に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○阿部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○阿部委員長 なお、今国会、本委員会に参考送付されました陳情書は、中学校の租税教育推進に関する陳情書外三十二件であります。

○阿部委員長 次に、閉会中審査に関する件についてお諮りいたします。

内閣提出、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、議長に対し、閉会中審査の申し出をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○阿部委員長 起立多数。よって、本案は、議長に対し、閉会中審査の申し出をするに決しました。

佐藤謙君外二名提出、学校教育法の一部を改正する法律案

中西積介君外二名提出、学校教育法等の一部を改正する法律案

中西積介君外二名提出、公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案

馬場昇君外二名提出、公立の障害児教育諸学校

の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律

案

木島喜兵衛君外二名提出、児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案

及び

木島喜兵衛君外二名提出、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

並びに

文教行政の基本施策に関する件

学校教育に関する件

社会教育に関する件

体育に関する件

学術研究及び宗教に関する件

国際文化交流に関する件

及び

文化財保護に関する件

以上の各案件につきまして、議長に対し、閉会中審査の申し出をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○阿部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、閉会中審査案件が付託されました場合の諸件についてお諮りいたします。

まず、閉会中審査におきまして、委員会に参考

人の出席を求め、意見を聴取する必要が生じた

場合には、参考人の出席を求めることとし、そ

の人員、日時等につきましては、委員長に御一任

願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○阿部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、閉会中、委員派遣を行う必要が生じた場合には、議長に対し、委員派遣承認申請を行うこととし、派遣委員、派遣期間、派遣地その他議案の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○阿部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時十二分散会

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第一条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の二」を「第二十五条」に改める。

第一条の二中「年金たる」を「年金である」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第六条中「退職給付」を「退職共済年金」に改める。

第十四条第一項中「受けるもの(以下)を」受けるもの(次の各号に掲げる者を除く。以下)に改め、同項ただし書を削る。

第十五条中、「前条第一項各号に掲げる者を除き」を削り、「前条第一項各号に該当する者がこれに該当しない教職員等となつたときは、そのなつた日」から、組合員たる「を」から、組合員の「に」改める。

第十六条中「左の」を「次の」に、「翌日から組合員たる」を「翌日(第二号から第四号までに掲げる事由に該当するに至つた日)に他の法律に基づき共済組合の組合員又は厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、その日」から組合員の「に」改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「さらに」を「更に」に改め、「第十四条第一項各号に掲げる者を除く。」を削る。

第十七条の見出しを「(組合員期間)」に改め、同条第一項中「組合員たる期間は、組合員たる」を「組合員である期間(以下「組合員期間」とい

う。は、組合員の」に、「前日の属する月をもつて終る」を「属する月の前月をもつて終る」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一月として組合員期間を計算する。ただし、その月に更に組合員の資格を取得したとき、又は他の法律に基づく共済組合で第二十条第二項に規定する長期給付に相当する給付を行うものの組合員、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者(国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第七條第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。)の資格を取得したときは、この限りでない。

3 組合員の資格を喪失した後再び組合員の資格を取得したときは、前後の組合員期間を合算する。

第十八条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 組合員の病氣、負傷、出産、死亡、休業若しくは災害又は被扶養者の病氣、負傷、出産、死亡若しくは災害に関する第二十条第一項に規定する短期給付

二 組合員の退職、障害又は死亡に関する第二十条第二項に規定する長期給付

第十八条第二項中「前各号」を「前二号」に改め、同条第二項中「及び国民健康保険法」を「国民健康保険法」に、「拠出金の納付」を「拠出金及び国民年金法の規定による基礎年金拠出金の納付」に改め、同条に次の一項を加える。

3 組合は、第一項第一号に掲げる短期給付のほか、その業務として、第二十条第三項に規定する短期給付を行うことができる。

第二十條を次のように改める。

(給付)

第二十條 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

一 療養の給付、特定療養費及び療養費

二 家族療養費

三 高額療養費

四 出産費

五 配偶者出産費

六 育児手当金

七 埋葬料

八 家族埋葬料

九 傷病手当金

十 出産手当金

十一 休業手当金

十二 弔慰金

十三 家族弔慰金

十四 災害見舞金

2 この法律による長期給付は、次のとおりとする。

一 退職共済年金

二 障害共済年金

三 障害一時金

四 遺族共済年金

3 組合は、政令で定めるところにより、第一項各号に掲げる給付に併せて、これに準ずる短期給付を行うことができる。

第二十一条第一項中「組合員たる教職員等が」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「こゝを」を「こゝを」に改める。

第二十二條第一項中「組合員たる教職員等」を「組合員」に、「基き左の」を「基き次の」に改め、同項の表中

第四十三級	四六〇、〇〇〇円
第四十四級	四七〇、〇〇〇円
四五五、〇〇〇円以上	四六五、〇〇〇円未
四五五、〇〇〇円以上	四六五、〇〇〇円未
四五五、〇〇〇円以上	四六五、〇〇〇円未

満
に改める。

第二十三条を次のように改める。

(平均標準給与月額)

第二十三条 平均標準給与月額は、組合員期間の計算の基礎となる各月の標準給与の月額の総額をその期間の月数で除して得た額とする。

第二十四条第一項中「給付額(次項に規定するものを除く。)」を「短期給付(第二十條第一項及び第三項に規定する短期給付をいう。以下同じ。の額)」に、「平均標準給与の月額又は日額」を「平均標準給与月額」に改め、同条第二項中「退職給付、障害給付又は遺族給付の給付額」を「長期給付(第二十條第二項に規定する長期給付をいう。以下同じ。の額(次条において準用する国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第七十八條第一項、第八十三條第一項又は第九十條の規定により加算する金額を除く。又は当該加算する金額に改め、又はその金額が五十円未満であるとき及び「又はその金額が五十円以上百円未満であるとき」を削る。

第二十五条を次のように改める。

(国家公務員等共済組合法の準用)

第二十五条 この節に規定するもののほか、短

期給付及び長期給付については、国家公務員等共済組合法第二條(第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。)、第四章(第四十一條第二項及び第三項、第四十二條、第四十六條第一項、第五十條から第五十二條まで、第七十二條並びに第九十六條を除く。)、第一百二十二條第一項及び第三項、第一百十三條、第一百二十六條の五、附則第十二條、附則第十二條の三から第十二條の八まで、附則第十二條の十、附則第十二條の十一、附則第十二條の十二第一項(前段及び第一号に限る。及び第二項から第四項まで、附則第十二條の十三、附則別表第一、附則別表第二並びに別表の規定を準用する。この場合において、これらの規定(同法第四十一條第一項、第五十五條第一項第一号、第七十七條第一項、附則第十二條の八第一項及び第二項、附則第十二條の十二第一項前段及び第二項並びに附則第十二條の十三の規定を除く。中「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「公務」とあるのは「職務」と、「公務等」とあるのは「職務等」と読み替えるのは、「公務等」とあるのは「職務等」と読み替えるのは、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二條第一項第四号	職員
第四十一條第一項	組合(長期給付にあつては、連合会。次項、第四十七條第一項、第四十八條、第九十五條、第九十六條、第九十八條及び第九十九條において同じ。)
第四十七條第二項	第五十五條第一項第三号に規定する保険医療機関又は
その保険医	その学校法人等又は保険医

第五十二條第二項	前二條	私立学校教職員共済組合法第二十條第一項及び第三項
第五十三條第一項	大蔵省令	文部省令
第五十五條第一項第一号	組合又は連合会	組合
第五十五條第二項及び第三項	運営規則	業務方法書
第五十九條第一項	被保険者を含む	被保険者をいう
第六十條第二項	国家公務員災害補償法の規定による通に相当する補償	労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による療養給付祭給付
第六十三條第四項	国家公務員災害補償法の規定による通に相当する補償	労働者災害補償保険法の規定による葬祭給付
第六十六條第一項	百分の六十五	百分の八十
第六十六條第二項	百分の五十	百分の六十
第六十六條第五項	大蔵省令	文部省令
第六十六條第六項	国家公務員災害補償法の規定による通に相当する補償	労働者災害補償保険法の規定による休業給付又は傷病年金の支給
第六十七條第一項	百分の六十五	百分の八十
第六十八條	百分の五十	百分の六十
第六十九條	報酬	給与
第七十四條第二項	共済組合(地方公務員等共済組合法(昭和二十七年法律第百五十二号)第三條第一項に規定する地方公務員共済組合(以下「地方の組合」という)を除く。)	共済組合

第七十六條 第二項	第四十二條第一項	私立学校教職員共済組合法第二十二條第一項
第七十七條 第七項	平均標準報酬月額(組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額を平均した額をいう。以下同じ。)	平均標準給付月額(私立学校教職員共済組合法第二十三條に規定する平均標準給付月額をいう。以下同じ。)
第七十九條 第四項	厚生年金保険法第四十四條第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された老齢厚生年金	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の規定による老齢厚生年金又は国家公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第五十二号)の規定による退職共済年金のうち、同項の規定により相当するこれらの法律の規定により加給年金額が加算されたもの
第八十條 第一項	その間、前条第一項	その間、同項
第八十一條 第二項	受けるもの(地方の組合の組合員を除く。)	受けるもの
第八十七條 第四項	国家公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくは障害補償年金又はこれらに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間	労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十七條の規定による障害補償が行われることとなつたときは、六年間の労働者災害補償法の規定による障害補償年金、傷病補償年金、障害年金又は傷病年金が支給されることとなつたときは、これらが支給される間
第八十七條 第六第三号	国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る障害補償又はこれに相当する補償	労働者災害補償保険法の規定による障害給付
第九十三條 第二項	厚生年金保険法第六十二條第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金又は国家公務員等共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定により相当するこれらの法律の規定により加算する金額が加算されたもの
第九十三條 第三項	その間、第九十條	その間、同条
第九十七條 第一項	懲戒処分(国家公務員法第八十二條の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く)を受けた	公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された

第二百二十六條 第五項	掛金及び国又は公共企業体等(指定法人を含む)の負担金の合算額	掛金(老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金を含む。)
第二百二十六條 第五項 第二号	五十五歳(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十五條第一項に規定する定年に達したことにより退職した自衛官のうち当該定年が五十五歳未満である者にあつては、当該定年)	五十五歳
附則第十二條 第一項	大蔵省令で定める要件	組合が、文部省令で定める要件
附則第十二條 第二項	大蔵省令で定めるところ	文部大臣の認可を受けた場合には、当該
附則第十二條 第三項	大蔵省令で定めるところ	文部省令で定めるところ
附則第十二條 第四項	二以上の	他の
附則第十二條 第五項	を含む	をいう
附則第十二條 第六項	掛金及び国又は公共企業体等の負担金の合算額	掛金(老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金を含む。)
附則第十二條 第七項	連合会又は公共企業体等の組合	組合
附則第十二條 第八項	連合会又は公共企業体等の組合	組合
附則第十二條 第九項	当該一時金を支給した組合又は連合会	組合
附則第十二條 第十項	当該一時金を支給した組合又は連合会	組合
附則第十二條 第十一项	当該一時金を支給した組合又は連合会	組合

第三十五條第一項を次のように改める。

国は、毎年度、組合が国民年金法第九十四條の二第二項の規定により当該事業年度において納付する基礎年金拠出金の額の三分の一に相当する金額を補助する。

第三十五條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項に規定するもののほか、財源調整のため必要があるときは」を削り、「これに要する費用の一部」を「組合の事務に要する費用」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一

項の次に次の一項を加える。

2 国は、前項の規定により補助する金額を、政令で定めるところにより、組合に交付しなければならぬ。

第三十六條第一項中「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 号）附則第二條第二項の規定によりなお効力を有するものとされた同條第一項の規定による廃止前の通算年金通則法第七條第一項の規定による確認その他の組合員期間の確認」を「組合員期間の確認、国民年金法の規定による障害基礎年金に係る障害の程度の診査」に改め、同條第二項中「若しくは確認」を「確認、診査」に改める。

第三十八條中「公共企業体を代表する委員」とあるのは、「学校法人等を代表する委員」を「公共企業体等」とあるのは「学校法人等」とあるのは「組合」と、同法第七百七條中「この章」とあるのは「私立学校教職員共済組合法第七章」に改める。

第四十一條中「責任準備金」を「業務上の余裕金」に改める。

第四十六條第一項中「保健給付」を「短期給付」に、「第二十五條第一項」を「第二十五條」に改める。

第四十七條の二中「第三十五條第一項各号に規定する」を「第三十五條第一項及び第三項の規定により補助する」に改め、同條を第四十七條の四とし、第四十七條の次に次の二條を加える。

（資料の提供）

第四十七條の二 組合は、年金である給付に関する処分に必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付又はその配偶者に対する第二十五條において準用する国家公務員等共済組合法第七十九條第三項（同法第八十七條第三項において準用する場合を

含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める給付の支給状況につき、社会保険庁長官若しくは当該他の法律に基づく共済組合又は同法第七十九條第三項に規定する政令で定める給付に係る制度の管理機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

（組合員期間以外の期間の確認）

第四十七條の三 退職共済年金又は遺族共済年金を支給すべき場合には、第二十五條において準用する国家公務員等共済組合法第七十六條第一項第一号に規定する組合員期間等のうち組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官（当該組合員期間以外の期間が他の法律に基づく共済組合の組合員であつた期間であるときは、当該共済組合）の確認を受けるところによる。

2 前項の規定による確認に関する処分に不服がある者は、国民年金法又は当該共済組合に係る法律の定めるところにより、国民年金法又は当該共済組合に係る法律に定める審査機関に審査請求をすることができ、

3 第一項の場合において、組合員期間以外の期間に係る同項の規定による確認に関する処分に不服を、当該期間に基づく退職共済年金又は遺族共済年金に関する処分に不服の理由とすることができない。

第四十八條の二の見出しを「（国家公務員等共済組合法の改正の場合等の経過措置）に改め、同條中「第二十五條第一項若しくは」を「第二十五條又は」に、「又は第二十五條第二項において準用する国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の規定が改正せられたる」を「規定が改正された」に改め、同條に後段として次のように加える。

この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十八條の二の次に次の一條を加える。

第四十八條の三 この法律に基づき政令を制定

し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と認められる範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第四十九條（見出しを含む。）中「政令」を「文部省令」に改める。

附則第十三項及び第十四項中「組合員であつた期間」を「組合員期間」に改める。

附則第十五項（見出しを含む。）中「組合員であつた期間」を「組合員期間」に改める。

附則第十六項の見出し中「及び平均標準給与の月額」を削り、同項中「且つ」を「かつ」に、「組合員であつた期間」を「組合員期間」に改め、「ものとし、この場合における平均標準給与の月額の計算については、政令で必要な定を設けることができる」を削る。

附則第十七項中「組合員であつた期間」とみなして、退職給付、障害給付又は遺族給付を「組合員期間」とみなして退職共済年金又は遺族共済年金の給付」に改め、「退職給付又は遺族給付については」及び「障害給付については、その期間が組合員であつた期間とみなされたことにより給付が行われたものであるとき」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「組合員であつた期間」を「組合員期間」に改め、「昭和二十九年法律第百十五号」を削る。

附則第十九項中「組合員であつた期間」を「組合員期間」に改める。

附則第二十項中「厚生年金保険法」を「旧厚生年金保険法」に、「保健給付、災害給付及び休業給付」を「短期給付」に、「退職給付、障害給付及び遺族給付」を「長期給付」に、「且つ」を「かつ」に改める。

附則第二十一項を次のように改める。

21 この法律による組合員であつて前項の規定により健康保険法による保険給付を受けることとなつた者に対する同法第五十八條の規定の適用については、同條第二項中「厚生年金

保険法（昭和二十九年法律第百十五号）ニ依ル障害厚生年金」とあるのは「私立学校教職員共済組合法ニ依ル障害共済年金」と、「障害厚生年金ノ額」とあるのは「障害共済年金ノ額」と、「当該障害厚生年金」とあるのは「当該障害共済年金」と、同條第三項中「厚生年金保険法ニ依ル障害手当金」とあるのは「私立学校教職員共済組合法ニ依ル障害一時金」と、「当該障害手当金」とあるのは「当該障害一時金」とし、この法律による組合員であつて前項の規定により厚生年金保険の被保険者となつた者に対する第二十五條において準用する国家公務員等共済組合法第六十六條の規定の適用については、同條第五項中「障害共済年金」とあるのは「厚生年金保険法による障害厚生年金」と、同條第六項中「障害一時金」とあるのは「厚生年金保険法による障害手当金」とする。

附則第二十六項から第三十五項までを削る。

（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「附則第十八項」を「附則第二十項」に改める。

附則第四項中「附則第十八項」を「附則第二十項」に改め、同項第二号中「同法」を「旧法」に改め、「附則第八項第二号において」及び「（以下「恩給財団における従前の例」という。）」を削る。

附則第六項の前の見出し及び同項を次のように改める。

（施行日前に給付事由が生じた年金である給付の額の改定等）

6 前項に規定する給付のうち年金である給付並びに私立学校教職員共済組合（以下「組合」という。）が新法附則第十一項の規定により権利義務を承継したことにより支給すべき義務

を負う恩給財団の年金及び旧法附則第二十項の規定により恩給財団における従前の例によることとされた年金（次項及び附則第八項において「旧法」の規定による年金等」という。）の額については、国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第三条の二の規定により国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による改正前の国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）による年金である給付の額を改定する措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置を参酌して、政令で定めるところにより改定する。

附則第八項から第十一項までを削る。
附則第七項の表以外の部分を次のように改め、同項を附則第十一項とする。

前項の規定は、昭和二十九年一月一日以後引き続き組合員であつた更新組合員で次の表の上欄に掲げる者に該当するもののうち、組合員期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であり、かつ、その組合員期間に同日まで引き続き文部省令で定める学校法人等における文部省令で定める在職期間（組合員期間を除く）を算入したならば、その期間が二十年以上となる更新組合員について準用する。この場合において、同項の表の下欄中「附則第十項」とあるのは、「附則第十一項」と読み替えるものとする。

附則第六項の次に次の四項を加える。
前項の規定による旧法の規定による年金等

（附則第五項に規定する給付のうち年金である給付を除く。）の額の改定により増加する費用は、組合の負担とし、その費用については、日本私学振興財団が、文部大臣の定めるところにより、日本私学振興財団法（昭和四十五年法律第六十九号）第二十条第一項第三号の助成を行うものとする。

8 旧法の規定による年金等の支給期月については、国家公務員等共済組合法第七十三条第四項の規定を準用する。
（組合員期間の計算の特例）

9 更新組合員に係る新法附則第十四項に規定する恩給財団の加入教職員であつた期間のうち、昭和二十九年一月一日まで引き続き期間以外の期間については、これと同日後にその者が組合員となつた後の組合員期間とを合算しても二十年（恩給財団における従前の例による者であつた更新組合員に係るものにあつては、十五年）に満たないときは、同項の規定は適用しない。
（更新組合員に対する退職共済年金等に関する経過措置）

10 施行日の前日に恩給財団における従前の例による者であつた更新組合員であつて組合員期間が十五年以上であるものに対する新法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十六号 第一項第一号	組合員期間等（組合員期間、組合員期間以外に国民年金法第五十二条に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間、及び同法附則第七條第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ）が二十五年以上である者
第七十六号 第二項	組合員期間等が二十五年以上である組合員
第七十六号 第三項	特定更新組合員

第七十七号 第二項第一号	組合員期間が二十五年以上である者	特定更新組合員
第七十七号 第二項第二号	二十五年未満である者	二十五年未満である者（特定更新組合員を除く）
第七十八号 第一項	退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）	退職共済年金
第七十九号 第三項	二十年以上であるもの	二十年以上であるもの及び特定更新組合員に該当して支給されるもの
第八十条 第一項第四号	組合員期間等が二十五年以上である者	特定更新組合員
第八十一条 第一項第二号	組合員期間が二十五年以上である者	特定更新組合員
第八十一条 第一項第三号	二十五年未満である者	二十五年未満である者（特定更新組合員を除く）
第九十条	遺族共済年金（第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十五年未満であるものを除く。）	遺族共済年金
附則第十二条 第三項第一号	組合員期間等が二十五年以上である者	特定更新組合員
附則第十二条 第三項第二号	組合員期間等が二十五年以上である組合員	特定更新組合員
附則第十二条 第三項第三号	であるもののその組合員期間等が二十五年以上	であるものが特定更新組合員

附則第十二 条の四第二 項	第四百二十月を超えるときは、四百二十月とし、四百二十月を超えるときは四百二十月とする。	第二百四十月未満であるときは二百四十月とし、四百二十月を超えるときは四百二十月とする。
附則第十二 条の六	第七十七條第二項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号	第七十七條第二項第一号
附則第十二 条の七第二 項及び第二 項	退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）	退職共済年金
附則第十二 条の八第二 項及び第九 項	組合員期間が二十年以上である者かつ、組合員期間が二十年以上である者	特定更新組合員 特定更新組合員

附則第十二項及び第十三項を次のように改める。

12 施行日の前日に恩給財団における従前の例による者であつた更新組合員が退職共済年金（その額の算定の基礎となる組合員期間が十五年以上であるものに限る。）又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつた場合において、その者につき恩給財団における従前の例による控除すべき金額があるときは、当該控除すべき金額の合計額（以下この項及び次項において「控除額」という。）に相当する金額を、当該退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、組合員に納付しなければならぬ。この場合において、控除額に相当する金額の組合員への納付については、国家公務員等共済組合法附則第十二条の十二第二項及び第三項の規定を準用する。

附則第十六項を削る。

附則第十五項中「附則第六項」を「附則第十項」に改め、同項を附則第十八項とする。

附則第十四項中「附則第六項」を「附則第十項」に、「更新組合員に対する退職給付」を「旧法の規定による退職一時金の支給を受けた更新組合員に係る退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金に係る支給額に相当する金額の返還」に、「昭和三十三年法律第百二十九号」第

十三条、第十三条の二、第十七条から第十八条まで」を「第十四条第三項及び第十五条第三項」に、「に対する障害給付」を「に係る旧法の規定による障害年金の支給の停止及び額の改定」に、「第二十條から第二十六條まで（第二十二條を除く。）」を「及び第十八條」に、「更新組合員に対する遺族給付」を「施行日以後における更新組合員の職務傷病による障害共済年金及び遺族共済年金に関する規定の適用」に、「第二十七條から第三十二條の四まで」を「第十六條及び第十七條の規定を、更新組合員に係る旧法の規定による遺族年金の失権については同法第十九條」に改め、同項を附則第十七項とする。

附則第十三項の次に次の三項を加える。

14 更新組合員（附則第十項に規定する更新組合員、附則第十一項に規定する更新組合員又は組合員期間が二十年以上である更新組合員に限る。）に対する新法第二十五条の規定の適用については、同条中「第十二條の八まで」とあるのは、「附則第十二條の六まで、附則第十二條の八」とし、当該更新組合員に対する同条において準用する国家公務員等共済組合法附則第十二條の三第一項の規定の適用については、同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後組合員となることなくして六十歳に達したとき」とあるのは「退職したとき」と、同項第二号中「六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後六十歳に達したとき」とあるのは「退職したとき」とする。

15 前項の更新組合員に支給する新法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法附則第十二條の三の規定による退職共済年金は、その者が六十歳（その者が、同法附則別表第一の上欄に掲げる者であるとき、又は同法附則別表第二の上欄に掲げる者であり、かつ、その者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職（同

法第二條第一項第四号に規定する退職をいう。以下同じ。）をした者で政令で定めるものに該当するときは、これらの表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれこれらの表の中欄に掲げる年齢。以下この項において同じ。）未満であるときは、六十歳未満である間、その支給を停止する。

16 附則第十四項の更新組合員に支給する新法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法附則第十二條の三の規定による退職共済年金の額のうち、当該年金の額（同法第七十八條第一項に規定する加給年金額を除く。）に旧長期組合員であつた期間の月数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる旧長期組合員であつた期間の区分に応じ、それぞれ、第一号の期間に係るものにあつては同号に定める年齢に達した日以後その全額を支給し、第二号の期間に係るものにあつては同号に定める年齢に達するまではその百分の七十に相当する金額、同号に定める年齢に達した日以後はその全額を支給する。

一 旧長期組合員であつた期間（恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。）五十歳
二 恩給財団における従前の例による者であつた期間 四十五歳
附則第二十二項及び第二十三項を削る。

（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第三條 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「退職給付、障害給付及び遺族給付をいう。以下同じ。」を削り、「組合員であ

つた期間」を「組合員期間」に改める。
附則第五項中「組合員であつた期間」を「組合員期間」に改める。

附則第六項の見出し中「組合員であつた期間」を「組合員期間」に改め、同項中「組合員であつた期間」を「組合員期間」に、「平均標準給与」を「平均標準給与月額」に改める。

附則第十項中「に対する退職年金の額については」を「につき恩給財団（法附則第十一項の恩給財団をいう。）における従前の例による控除すべき金額がある場合においては」に、「附則第四項（第四号を除く）、第八項から第十一項まで」を「附則第十二項及び第十三項」に改め、同項後段を削る。

附則第十一項を削る。
附則第十二項中「前二項」を「前項」に、「附則第十四項」を「附則第十七項」に改め、同項を附則第十一項とする。
附則第十三項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則第十五項中「附則第十二項（附則第十三項）を「附則第十一項（前項）」に、「附則第十四項」を「附則第十七項」に改め、同項を附則第十三項とし、附則第十六項から第二十二項までを二項ずつ繰り上げる。
附則第二十三項及び第二十四項を削る。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（組合員期間の計算に関する経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）

第十七条の規定は、私立学校教職員共済組合（以下「組合」という。）の組合員（以下単に「組合員」という。）がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に組合員の資格を喪失した場合（同条第二項については、組合員の資

格を取得した場合。以下この条において同じ。）における組合員期間の計算について適用し、施行日前に組合員の資格を喪失した場合における組合員期間の計算については、なお従前の例による。

（標準給与に関する経過措置）
第三条 施行日前に組合員の資格を取得して施行日まで引き続き組合員の資格を有する者（昭和六十一年四月から標準給与が改定されるべき者を除く。）のうち、同月の標準給与の月額が四十六万円である者（その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が四十六万五千円未満である者を除く。）の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

（施行日前の期間を有する組合員の平均標準給与月額）
第四条 施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるものについて施行日まで引き続き組合員期間に係る平均標準給与月額（改正後の法第二十三条に規定する平均標準給与月額をいう。以下同じ。）を計算する場合においては、その者の施行日前の組合員期間のうち昭和五十六年四月一日以後の期間で施行日まで引き続き続いているものの各月における標準給与の月額（その者が昭和六十一年三月三十一日以前から引き続き組合員であつた者（これに準ずる者として政令で定める者を含む。）である場合には、その額に国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第号。以下この条において「昭和六十一年国家公務員共済組合法」という。）附則第九條第一項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を加えた額。以下この項において同じ。）の合算額を当該期間の月数で除して得た額に、施行日前五年間における標準給与の月額の平均額に対する施行日まで引き続き組合員期間に係る平均標準

給与月額額の標準的な比率に相当するものとして、組合員期間の年数に應じ、昭和六十一年国家公務員共済改正法附則第九條第二項の補正率の算出方法を参酌して算出される政令で定める比率を乗じて得た額をもつて、その者の当該施行日まで引き続き組合員期間の計算の基礎となる各月における標準給与の月額とみなす。

2 施行日前に退職した者についてその施行日前の退職に係る組合員期間に係る平均標準給与月額を計算する場合においては、その者の当該退職に係る組合員期間ごとに、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた通算退職年金の額（同日において通算退職年金を受ける権利を有していなかつた者にあつては、当該退職時に通算退職年金の給付事由が生じていたとしたならば同日において受けるべきであつた通算退職年金の額）の算定の基礎となつて旧平均標準給与月額（第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法第二十三条に規定する平均標準給与の月額をいう。その者が昭和六十一年三月三十一日以前に退職した者（これに準ずる者として政令で定める者を含む。）である場合には、その額を、昭和六十一年国家公務員共済改正法附則第九條第三項の政令で定めるところにより改定した額を参酌して政令で定めるところにより改定した額とする。）に、組合員の退職前一年間における標準給与の月額の平均額に對する退職前五年間における標準給与の月額の平均額の標準的な比率に相当するものとし、組合員期間の年数に應じ、昭和六十一年国家公務員共済改正法附則第九條第四項の五年換算率を参酌して政令で定める比率及び前項の政令で定め

る比率を乗じて得た額をもつて、その者の当該退職に係る組合員期間の計算の基礎となる各月における標準給与の月額とみなす。

3 前二項に定めるもののほか、施行日前の組合員期間に係る平均標準給与月額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。
（給付の非課税に関する経過措置）

第五条 施行日以後において支給を受ける従前の例によることとされた組合の給付に付する租税その他の公課については、なお従前の例による。

（国の補助の特例）

第六条 国は、改正後の法第三十五條第一項の規定によるほか、毎年度、予算で定めるところにより、組合が当該事業年度において支払う長期給付に要する費用のうち、次に掲げる額を補助することができる。

一 昭和三十六年四月一日前の組合員期間に係る長期給付に要する費用として政令で定める部分に相当する額に、百分の二十以内で政令で定める割合を乗じて得た額

二 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第号）第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この号において「旧国民年金法」という。）による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）の額に相当する部分（旧国民年金法第二十七條第一項及び第二項に規定する額に相当する部分を除く。）として政令で定める部分に相当する額の四分の一

2 国は、前項の規定により補助する金額を、政令で定めるところにより、組合に交付しなければならない。
（政令への委任）
第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

（労働者災害補償保険法の一部改正）
第八条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号中（昭和三十三年法律第二百一十八号）の下に「又は私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）」を加える。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）
第九条 社会保険審査官及び社会保険審査会法

の一部を改正する法律の一部改正)

第十六条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十三項を削り、附則第十四項を附則第十三項とする。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第二一条第二項中「国家公務員等共済組合」の下に「及び私立学校教職員共済組合」を加え、同条第三項中「又は国家公務員等共済組合」を「国家公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合」に改め、「第百三条第一項」の下に「及び私立学校教職員共済組合(昭和二十八年法律第二百四十五号)第三十六条第一項」を加える。

附則第五号第八号の三に次のように加える。

ハ 新私立学校教職員共済組合法

附則第五号中第八号の三を第八号の四とし、第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三 新私立学校教職員共済組合法 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号。以下「昭和六十年私立学校教職員共済改正法」という。)第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法をいう。

附則第五号第九号中「被用者年金保険者」の下に「年金保険者たる共済組合」を、「同条第六項」の下に「同条第七項」を加え、同条第十九号中「第八号の三」を「第八号の四」及び「ハ」に改め、同条に次の一号を加える。

二十 適用対象共済組合 国家公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合をいう。

附則第七条第二項中「第十四号」を「第十五号」に改める。

附則第八条第二項に次の一号を加える。

三 私立学校教職員共済組合の組合員期間(他の法令の規定により私立学校教職員共済組合の組合員期間とみなされる期間に係るものを含む。)

附則第八条第六項第四号の二及び第七号の二中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

附則第八条の二の見出し中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改め、同条中「国家公務員等共済組合の組合員」を「適用対象組合員」に改める。

附則第十一一条第五項及び第六項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

附則第十二条第一項第八号中「から第五号まで」を「及び第五号」に改め、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第十三号中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 昭和六十年私立学校教職員共済改正法

第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)附則第十項(同法附則第十八項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた新私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する新国家公務員等共済組合法による退職共済年金を受けることができることと。

附則第二十二條、第二十六條第一項、第二十七條及び第三十一條第一項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

附則第三十五條第二項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に、「国家公務員等共済組合連合会又は国家公務員等共済組合法第六十六條第五項に規定する公共企業体等の組合」を「年金保険者たる共済組合」に改め、

同項第一号中「附則第三十一條第一項第一号」の下に「及び昭和六十年私立学校教職員共済改正法附則第六條第一項第二号」を加える。

附則第四十八條の二の見出し中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改め、同条中「国家公務員等共済組合の組合員」を「適用対象組合員」に改める。

附則第六十三條第一項及び第八十六條第一項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

理由

高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展に資するための公的年金制度の一元化等の改革の一環として、私立学校教職員共済組合法に基づく長期給付の適正化等を図るとともに、私立学校教職員共済組合の組合員等について基礎年金の制度を適用する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十年七月四日印刷

昭和六十年七月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局